「最愛の妻」にして「王国の共治者」
――中世ドイツの国王夫妻――

服　部　良　久

はじめに

中世ヨーロッパにおける君主の妻、即ち王妃（以下ではドイツに関して王と皇帝、王妃と皇妃を厳密に区別しない）に関する歴史的研究は、12 世紀のイングランド王妃、アリエノール・ダキテーヌのような目覚ましい政治行動とドラマチックな生涯で知られる個人の伝記的研究以外には、系統的、通時的な分析的研究に乏しい。その主要な原因は王妃に関する史料の問題にあると言ってよい。すなわち国王証書のような「公的」な文書史料では、後述するように、王妃は一般に「取り成し（仲介）」「請願」を行う定型的なフォルメルとともに現れるに過ぎない。このような「仲介」や「取り成し」の役割は形式的なもので、王妃の政治的な行為や影響力は取るに足りないものであったとの見解が国制史、政治史では支配的であったように思われる。しかも、国王証書におけるこのような王妃の「取り成し」への言及も 13 世紀以後は稀になる。もちろん王妃はヨーロッパの親族ネットワークの結節点であり、家門政策の重要なファクターであり続けたが、それも王妃の主体的行動とは関わりのない、政略的取り引きの手段であった。

いささか単純化して示したこのような王妃のネガティヴな位置づけはいうまでもなく、王、諸侯、貴族、高位聖職者をアクターとする男性中心の政治史と不可分である。この点では王妃に限らず王族、貴族の女性一般のポジションについても同様である。しかし本稿では王という頂点に立つ支配者の妻であることにこだわってみたい。筆者は 12 世紀後半、シュタウフェン朝時代の政治的コミュニケーションと秩序の関係を、国王（皇帝）フリードリヒ 1 世・バルバロッサ（在位 1152-1190）（以下、バルバロッサと略記）を中心に考えてきた。本稿では III 章を中心に、バルバロッサとその妃、ベアトリクスとの関係を考察することにより、王妃の位置づけを再考する手がかりを得ようとする。T・フォーゲルザングによれば、12 世紀にはドイツにおける王妃の政治的地位が転機を迎えた。端的に言えば政治的役割の喪失に向かう時期であった[1)]。この評価は正当だろうか。王妃の政治的影響力に変化があったとすれば、それは王と王妃の関係に関わるものであったのか、また同時期の政治秩序（国制）と関連していたのか。本稿はこうした問題を明らかにするための予備的考察として、先行研究を参照しつつ、10 世紀から 12 世紀に至る王妃の国王証書における表記や行為の概要を把握し、王妃の政治的役割の変化を辿る[2)]。しかし筆者は、そうした公的、政治的な王妃の地位、機能にとどまらず、王と王妃が夫婦であったという自明の事実にこだわりつつ両者の関係を考えようとする。10－12 世紀の時祷書にしばしば国王夫妻の戴冠図が挿入されたように、王と王妃が夫婦であることは、宗教的に理念化され、同時にそうした戴冠図は政治的権力表象でもある。しかしまた夫婦としての個人的、私的な絆が意味を持たなかったとは考えられない。近年、歴史における感情、情動（エモーション）の意味を問う研究動向が注目されているが[3)]、中世の国王夫妻の感情的交流もまたコミュニケーションの重要な一面である。この点を可能な限り王妃の視点から考察できれば、中

世の政治文化の理解になにがしか貢献できるのではないかと思う。勿論、史料的制約がこの課題の大きな障壁であることは承知しているが、この点についても幾つかの手がかりを得ようとする。

I “consors regni”: 共同統治者としての王妃

「コンソルス、consors / consort」は君主の配偶者に付される文言としてイギリスでは現代まで用いられている（queen consort, prince consort）。しかし中世初期～盛期には様々なヴァリエーションを伴うこの文言（以下コンソルス・フォルメル）は形式的な慣用句ではなく、王妃の地位に関わる意味合いを帯びていた。コンソルスとは仲間、同伴者というほどの原義であるが、しばしば consors regni として用いられることにより、「王国の共治者」「王国統治の分担者」を含意したからである。1950年代にフォーゲルザングが、そして近年ではA・フェーセルが王妃の政治的地位・役割とその変化を、このフォルメルの使用と頻度をひとつの手がかりに考察している[1)]。本章では両者の研究を参照しつつ、12世紀の皇帝夫妻、バルバロッサとベアトリクスの関係を考えるための歴史的前提を明らかにしておきたい。

フォーゲルザングの著書『中世盛期における王妃としての女性－“consors regni”フォルメルの研究』によれば、ローマ帝政期に現れるこのフォルメルは、consors / consortium regni / imperii などのヴァリエーションを伴いつつ9世紀、カロリング時代には主にイタリアにおける国王（皇帝）証書、教皇文書で用いられた[2)]。フォーゲルザングは、皇帝戴冠後のカール3世（肥満王）の妃リハルダが国王証書、年代記で consors /consortium regni とされ、また当時戴冠したこの君主夫妻の図像が初めて作成されたことから、皇帝と妃は対等のパートナーという観念があったと考える[3)]。オットーネン時代のドイツでは962年のオットー1世と妃アーデルハイトの皇帝戴冠以後、973年のオットーの没年までに、アーデルハイトが consors regni nostri, consors imperii nostri, consors regnorum nostrorum, particeps imperii nostri, comes imperii nostri などの文言をともなって現れる証書が17通作成された。そのうち12通はイタリアの受給者宛て証書であり、おそらくイタリアの皇帝書記局で作成されたものである。オットー2世妃テオファヌもまた、主としてイタリアの受給者のための16通の証書においてこのフォルメルとともに現れる[4)]。また972年にオットー2世が妃テオファヌに与えた寡婦産の証書において、オットーはテオファヌに妻として正当な婚姻の絆と帝国（帝権）の共治（共有）を約束した[5)]。同じくテオファヌへの所領贈与の証書においては、「我が最愛の妻テオファヌ、皇帝の伴侶にして帝国と諸王国の共治者」とされている[6)]。

このようなオットーネン期のコンソルス・フォルメルはおそらくイタリアに起源を持ち、またテオファヌのフォルメルではビザンツの文書様式の影響も見られる。しかし王、皇帝と王妃、皇妃のパートナーシップ、夫婦の絆に基づく共同性を示唆するこうしたフォルメルは、文書形式学的な特質のみならず、アーデルハイト、テオファヌの政治的行動や影響力との関連を示唆している。周知のようにブルグント王の娘でイタリア王の寡婦であったアーデルハイトは、オットー1世のイタリア支配と皇帝戴冠において重要な役割を果たし、息子オットー2世の早世（983年）後はその寡婦・摂政役のテオファヌとともに、そして991年のテオファヌの没後は摂政として自ら孫の幼王オットー3世を支えた。テオファヌはその摂政期の990年、幼王オットー3世がドイツ滞在中、イタリアにおいて自身の名で発給した証書において Theophanu divina gratia imperatrix augusta、あるいは

Theophanius divina gratia imperator augustus と男性形の皇帝の自称形式（インティトゥラティオ）を用いている[7]。オットー1世、同2世の統治における両王妃の共同、支援、摂政時代の帝国の東西境界地域やイタリアにおける行動について述べることは控えるが、こうした政治的行動とともにコンソルス・フォルメルとその理念は、テオファヌの下で最初のピークを迎えた。その反映と言うべきか、同時期（982/983年）にイタリアで製作された象牙のプレート・レリーフの皇帝夫妻像は、中央のキリストの両側に戴冠されるオットーとテオファヌを配している。P・シュラムによれば、この像は明らかにビザンツ風の表現スタイルを示しているが、夫妻が等しい背丈で表現されている点では、なお夫カールと妃リハルダに大小の差をつけた前述のカール3世夫妻像との相違は明らかである[8]。

フェーセルによれば、コンソルス・フォルメルは頻度としてなお高くはないものの、王妃を王の統治に関与する、あるいは共同で統治を担う者とする観念はヴィドゥキントの歴史記述にも現れるように、オットーネン時代以来速やかに浸透した[9]。オットー3世は未婚のまま夭折したが、ハインリヒ2世の500通余の証書の3分の1で、妃クニグンデは「仲介者、取り成し人」として、またしばしばコンソルス・フォルメルとともに現れる。ハインリヒ治世初期にライヘナウで作成された時祷書の細密画は、各々ペテロ、パウロに付き添われ、キリストから戴冠されるハインリヒとクニグンデ夫妻を描いている[10]。

ザリア朝時代、コンラート2世の証書では、妃ギーゼラは1030-1038年に consors regni（imperii）の他、コンソルスと同様に、帝権、王権の共有者との意味で socia nostri imperii 或いは particeps nostri regni とされるものが数通見られる[11]。ハインリヒ3世の妃、アグネスは1048-1056年にハインリヒの証書に、証書（特許状）交付の取り成し人として記載される数十の事例の半数においてコンソルス・フォルメルを伴い、アグネスの下でコンソルス観念は王妃のイメージとして定着したように思われる。文言は nostra thori nostrique regni consors / consortium Agneta（imperatrix augusta）が多い（括弧内はヴァリエーション）[12]。Thorus とは「夫婦の床」、すなわち「夫婦の絆」を意味し、おそらくハインリヒ3世治世後半期の書記局が新たに生み出したこのフォルメルは、夫婦としての共同体（パートナーシップ）と王国統治における共同（共治・分担）の結合を端的に表現している。夫妻の図像表現では、同時代のシュパイアの福音書に、聖母の両側で腰をかがめ、等しく祝福されるハインリヒとアグネスが描かれている。またゴスラールの福音書に描かれた、キリストの両側に立ち、戴冠される夫妻の細密画ではアグネスは百合の笏を持ち、「私（キリスト）によりて支配するハインリヒとアグネスに幸あれ　per me regnantes vivant Heinricus et Agnes」との文言が見られる[13]。フォーゲルザングは、ザリア期のコンソルス・フォルメルではオットーネン時代以上に、夫婦の関係と共同統治の結合が強調されたと述べているが、国王夫妻とその側近の意向に基づくこのような図像は、同時に戴冠され等しく祝福される夫婦としての王と王妃の表象であり、コンソルス・フォルメルと符合するものと考えてよい[14]。このことは王妃の地位と政治的役割を王（権）との相互関係において再考するために重要な意味を持つと思われるが、後段で再論することにし、ここではアグネスの時期に、「王国の共同統治者」という王妃の地位・理念が、あくまで「夫婦共同体」をベースに明確化したことを確認しておきたい。

1056年のハインリヒ3世没後、幼王ハインリヒ4世の摂政役であったアグネスにはコンソルス・フォルメルではなく、mater / genitrix nostra, あるいは imperatrix augustsa すなわち王母、そして皇妃という固有の、そして夫の死後も存続する権威を示すものであった。1062年にはケルン大司

教に摂政権を奪われるものの、以後も改革教皇、グレゴリウスを支持し、対立する諸侯、王ハインリヒ4世、教皇との仲介に努めるなど、アグネスはザリア王権の危機の時代にも大きな政治的影響力を維持した。フォーゲルザングはそのゆえにアグネスは夫の死後も長く consortium regni （王国の共治者）たり続けたと述べるが、寡婦となってからは実際にアグネスにこのフォルメルが用いられたことはなかったようである[15]。1066年以後、ハインリヒ4世の親政時代の国王証書では妃ベルタは、夫婦の共同と統治の共有・共同を結びつけるアグネス時代と同様なフォルメル regni nostrique thori consors dilectissima / contectalis nostra atque regni nostri consors / regni et thori socia などが用いられ、しかもこれらのフォルメルはベルタの現れる証書の3分の2を占めた[16]。しかし叙任権闘争の中で諸侯と王の対立が激化した時期には、王妃の「取り成し」が国王証書に現れることは稀になり、必然的にコンソルス・フォルメルも減少する。

ポスト・叙任権闘争期にはコンソルス・フォルメルの使用頻度が低下し、また限定的になった。ロタール3世の証書における妃リヘンツァの表記は consors nostra というシンプルな事例が10件見出されるが、王国統治の共有者を意味する11世紀までのコンソルス・フォルメル consors regni / imperii は稀になる。コンラート3世妃、ゲルトルートについても、コンソルス・フォルメルは5件のみで、リヘンツァと同様な傾向を示す。フォーゲルザングはリヘンツァについて consors の一語が用いられたことを特定書記の用語法に帰し、同時に consors には夫婦関係と統治共同体の観念が融合していたと述べる[17]。リヘンツァは consors 以外に dilecta coniux nostra、あるいはまた regina / imperatrix として、そしてゲルトルートも coniux nostra regina のように、妻、王妃とのみ表記される事例が各々30件以上現れる[18]。このことは少なくとも証書では王妃の政治的行為としての「取り成し」自体はなお重要であったことを示唆している。留意すべきは、リヘンツァのコンソルス・フォルメルは、帝国、王国の共治者から、自身の出身地であり、王位に即く以前に20年間、大公の妻として夫を支えた地、ザクセンにおける「統治の共有者」に重点を移していたことである。帝国から家産領域への王妃の活動重点の移動、限定は12世紀以後、中世後期に至る王権の構造変化とともに、いっそう明らかになるであろう。

II　王妃の政治的行為

コンラート3世以後、シュタウフェン朝時代に、そもそもコンソルス・フォルメルの前提である、国王証書における王妃への言及が少なくなったのは、王妃による証書受給者のための「取り成し、仲介、請願、同意」などの関与の記載が稀になったからである。このことについてフォーゲルザングは、12世紀のうちに諸侯身分の成立や国王統治のパーソナルな要素の低下等により、王妃の政治的役割の余地が自身の相続領や直轄地域に限定され、王国統治における影響力が後退したためだと述べる。しかし王妃の国王証書からの後退を、その政治的地位低下に直結してよいのだろうか。またコンソルス・フォルメルは王妃の法的地位や制度に関わる具体的な意味内容を持つものではなかったが、フェーセルは、この表現形式の定着や文言のヴァリエーションの中に、王妃の共同統治者としての政治的影響力の表現を見ようとする。そして王妃の「取り成し」への言及が少なくなるのは、12世紀、シュタウフェン朝の証書における、その内容と効力を担保すべく記載される証人（副署人）リストの定着によると述べるのだが、同時にやはりこれを王妃の政治的行為、影響力の後退を示唆

するものと考えるのである[19]。

コンソルス・フォルメルが空疎で形式的な慣用句ではなかったとすれば、王妃の政治的行為とは具体的にはどのようなものであったのか。第一に、このフォルメルとともに証書に記された「取り成し（請願） interventus / petitio」である[20]。王に特定の受給者への証書、特許状の発給を促すこの行為を、かつてJ･フィッカーは単なる王妃への表敬の文言であり、政治的影響力はないものと考えた。しかし、実際には王妃の王に対する強い要請や、王妃の合意を意味する場合など多様な統治行為への関与を示す「取り成し」は、フェーセルによれば国王統治を担うファクターであった。アーデルハイト以後、頻繁化する王妃の「取り成し」は、王妃たちを諸侯と対等にし、宮廷における有能な助言者とした。幼王も自身の名で証書を発給したが、その場合、摂政であった母后の「取り成し」を介し、それによって母后は証書の法的措置に責任を負うことを明示したのである。[21]

フェーセルは王妃の聖別、塗油をともなう戴冠を、consors regni としての共同統治の前提にして出発点と考え、王妃の戴冠の様々な事例を挙げている[22]。10 世紀の戴冠式文や典礼の祈祷文に示される王妃の徳目には、旧約のエステルやユーディトをモデルとする有能、勇敢な助言者、共治者としての王妃への期待が込められており、戴冠はその後の王妃の政治行動、影響力の礎をなした[23]。では戴冠後の王妃の政治的行為とは何か。王妃が国王証書に「取り成し人」として言及されることは、王妃のイティネラール、すなわち巡回する王と宮廷に同行する頻度、換言すれば「統治の共同」の実態を知るひとつの手がかりになる。最も頻度の高いアグネスでも国王証書の 5 割に届かない「取り成し」への言及の有無のみをもって、国王夫妻の同行頻度を判断することには無理があるものの、年代記等、証書以外の史料をも踏まえると、王と王妃は移動を含めて一緒に行動、滞在することが通例であったと考えてよいだろう。宮廷集会における王妃の存在は、君主夫妻としてのシンボリックな権力表象にとどまらず、王妃の共治者としての役割と行為は、王と集会出席者から期待されていたのである。王妃が夫から離れ、夫の委任により統治行為を行うこともあった。クニグンデは 1016 年、ハインリヒ 2 世のブルグント遠征中ザクセンにとどまり、ポーランド大公の攻撃に対する東部辺境防衛に努め、アーデルハイトやリヘンツァはイタリアにおいて、王不在の地で国王裁判を司宰した[24]。フェーセルは王と共同で、或いは王の代理として王妃が行ったこととして、寄進や裁判の他、顕職（大公位など）授与、授封（ザリア時代）をも挙げている。王妃が王不在時の統治を自身の行為で補うことは 10、11 世紀には稀ではなく、国王夫妻は分担して統治行為を遂行する「チーム」であったと言うのである[25]。このように王と王妃の共同統治は、少ない事例ではあるが王妃の（王の委任、同意による）単独行為をも考慮すれば、必ずしも夫妻の同行を前提とはしなかった。バルバロッサの妃ベアトリクスが晩年、自身の相続領域であるブルグント（伯領）の支配に意を注ぎ、ハインリヒ 6 世妃、コンスタンツェが夫のドイツ滞在時にはシチリア王国を自身の名で統治したことは異とするに足りない。王妃が自身の相続領域や寡婦産領に滞在し、その維持、支配への関心を強める傾向は中世後期に顕著となる。12 世紀末以後、王妃のコンソルス（共治者）というポジションは、11 世紀までの「王国の共治者」とは異なる意味を帯びたと言えようか。

以上、フォーゲルザング、フェーセルの研究を辿りつつ、コンソルス・フォルメルを手がかりに 10 - 12 世紀前半のドイツにおける王妃の表象、理念、政治的行為を概観した。前述のようにフォーゲルザングは、12 世紀以後の国王証書における王妃の「取り成し」とコンソルス・フォルメルの、つまるところ王妃への言及の減少をもって、その政治的地位、役割の後退を指摘した。フェーセルもまた中世後期までを射程に入れた研究の総括において、コンソルス・フォルメルは空疎な文言で

はなく、王妃が支配の共同を担ったことの表現であり、王妃の地位・権限（Königinnentum）は、なお法的、制度的に固定されない伝統と慣習に基づく国制の一構成要素を成していたと述べる。Consortium regni は王妃の王国統治への編入により現実化され、中世盛期の政治文化の本質的部分であったと言うのである。しかしフェーセルもまた、王妃、摂政、バイエルン大公でもあったアグネスをそのピークとし、王妃の政治的役割は 12 世紀には発展を止めたと述べる。中世後期には国制の稠密化が進み、王の権力と統治行為が家産領域（領邦）に限定されるとともに王妃の取り成し、仲介、王権代理といった行為の余地は狭まり、その活動空間もまた帝国規模ではなく、自身の相続領域に限定されるようになる。しかし「没落史観」から解放された中世後期ドイツ史の再評価が進む中で、王妃の国王証書からの退場を政治的地位の喪失に直結することには慎重であらねばならない。王朝が頻繁に後退する選挙王政時代の王の権威・権力と統治行為が中世初期・盛期とは異なるのであれば、王妃の役割もまた、これに対応した新たな様相と内実をともなうはずであるが、この点の実証的検証は今後の課題である。

III　フリードリヒ 1 世・バルバロッサとベアトリクス

1　課題

前章で述べたように、フォーゲルザング、フェーセルともに、12 世紀には史料上、王妃の政治的行為が不明確になることと、その政治的地位の低下を関連づけようとした。本章ではそうした時期の皇帝フリードリヒ 1 世・バルバロッサと皇妃ベアトリクスについて、I、II 章の論点を念頭に少し詳しく論じてみたい。ベアトリクスについてはコンソルス・フォルメルが稀にしか現れないこと、換言すればバルバロッサの皇帝証書においては皇妃への言及が少ないことから、証書史料に基づくベアトリクスのバルバロッサとの政治的共同行為を明らかにすることは難しい[1)]。言うまでもないことだが、皇妃の政治的行為のポテンシャル、影響力は、皇帝との夫婦関係、皇帝の妻への信頼に基づく。バルバロッサとベアトリクスはどのような夫婦であったのだろうか。

皇帝証書の定型表現や宮廷祝祭等の叙述は、いわば「演出された」公的な君主夫妻像であり、インフォーマルな次元で夫婦間の私的な感情や行為を知るには、断片的な史料情報を入念に解釈する他はない。1156 年、12 歳であったベアトリクスは 33 歳のバルバロッサと結婚し、1160 年代前半から 1179 年の間に 11 人の子を産み、1184 年に没したとき、後継王ハインリヒ 6 世をはじめ 5 人の息子を遺した[2)]。ジェノヴァのカッファロの編年誌は、「その寛大さにより全帝国を幸福 beatus にしたゆえにベアトリクス（と称した）」と記しているが、少なくとも、初婚では子を得られなかったバルバロッサにとってベアトリクスはまさに幸運をもたらす皇妃であった[3)]。

1923 年刊の F・フォン・ケンシツカによる伝記的研究（学位論文）はベアトリクスを、常に同行して夫に尽くす貞淑な才色兼備の皇妃として描き、円満で幸福な夫婦をイメージさせる[4)]。このような「非政治的王妃」の像は、オットーネン・ザリア時代の「王国の共治者」の観念が意味を失ったことを意味するのだろうか。ケンシツカの研究は史料をほぼ網羅しているが、皇妃の研究としては分析的な視点に乏しい。その後、ベアトリクスに関する研究は殆ど現れなかったが、1990 年代からバルバロッサの伝記を含めた研究書や論文集が相次いで公にされ、それにともない、ベアトリクスに関する論文も散見する。その一部はこの皇帝夫妻の関係について、晩年におけるある種の変化を

も指摘している。なおきわめて不十分な先行研究とその問題点をふまえ、バルバロッサとベアトリクスの「夫婦間コミュニケーション」を明らかにするための予備的考察として、以下では両者の結婚からベアトリクスの死去までを概観しつつ、論点を明らかにしたい[5)]。

同時代のイングランドの聖職者ラルフ Radulfus de Diceto が 12 世紀末に著した歴史書 Ymagines historiarum は、「フリードリヒは敵対者に対してこれまで常に毅然としていたが、多くの人々は彼を vir uxorius と見なしている。彼は全てにおいて、いかに妻の気に入ることができるかを考えている。彼がイタリアから戻ったとき、彼女の生まれた地において、聖母生誕の日にヴィエンヌで戴冠させた。それにより皇妃に名声において欠けるところがなきように。」と記している[6)]。Vir uxorius のニュアンスと、このパラグラフの含意について歴史家は様々に解釈する。ゲーリヒは、「(vir uxorius は) 妻の尻に敷かれた夫という軽蔑的意味ではなく、作者はベアトリクスの名声、名誉をバルバロッサの行動の動機と見なした。人々はそれ故、ベアトリクスの夫への取り成し、仲介に期待した。」と述べる。「名誉」をバルバロッサの政治行動の動機と見なすゲーリヒは、皇帝が妃の名誉にも配慮を怠らなかったのだと考える[7)]。なおラルフが述べるヴィエンヌ戴冠とは、1178 年に皇帝夫妻がアルルから北上してブルグントを巡行した際の戴冠を意味するが、この件については後段で論じる。またケンシツカは、この記述はバルバロッサの英雄的イメージにそぐわないが、優美で利口なベアトリクスが夫に確かな影響を与えたことは明らかであり、バルバロッサはベアトリクスをたいそう愛していたので、その願いを拒否することはできなかったと記す。P・ヨハネクもベアトリクスがフランス的な宮廷的教養・文化において夫にポジティヴな影響を与えたことを強調する[8)]。バルバロッサの長編伝記を著した J・B・フリードは、「ラルフが皇帝夫妻の私生活についての根拠のないゴシップを繰り返しているのか、あるいは皇帝が公の場でも妃を溺愛し、頭が上がらない様子だったのか、知るすべはない。」と記し、いずれにしても二人は幸福な結婚生活を送ったと考える[9)]。他方で J・フリートは、vir uxorius とは「女たらし Weiberheld」であり、またラルフの説明を、「妻の尻に敷かれている男」と解釈し、P・ガンツも、ラルフの記述を、決して褒め言葉ではなかったと考える[10)]。同様に P・ノイマイスターは、(同時代人が) 皇帝が妻の尻に敷かれていたと述べることは不埒なことであり、皇帝の妃との関係はむしろ、補い合う生活・活動共同体であったと述べる[11)]。

このようにイングランド聖職者ラルフの寸評記述を手がかりに、研究者は「愛妻家」と「恐妻家」を両極とする様々な解釈を行ってきたが、そもそもベアトリクスの気に入ること、妃が夫に望んだこととは何であったのか。確かにバルバロッサはベアトリクスの名誉、栄誉のために配慮した。証書等では結婚直後から「常に尊厳なる（帝国の増進者たる）ローマ皇帝妃 imperatrix Romanorum semper augusta」との公称が用いられ、またバルバロッサが書記局顧問ヴィーバルトに命じて作成させた妃の印璽には「ベアトリクス、神の恩寵により尊厳なるローマ人の皇帝妃 Beatrix dei gratia Romanorum imperatrix augusta」とある[12)]。しかしこのような、いわば政治的、公的な皇帝の妃への配慮にベアトリクスは満足していたのだろうか。まさにこの点について「ベアトリクスの望みについて我々は情報を持っているのか」と問う U・フォネス-リーベンシュタインは、新たな視点から皇帝夫妻の関係とその変化を読み取ろうとした。その考察は 1170 年代のベアトリクスの親族関係に関わるもので、後段で検討したい[13)]。いずれにせよ皇帝夫妻のパーソナルな、そして感情的な交わりを示す史料に乏しいことから、夫妻の関係を考えるためには、さしあたり夫婦の出発点である婚姻に至る事情、そしてバルバロッサと王宮の移動統治における皇妃ベアトリクスの同行、関わりなど、コンソルスとしての状況を見ておきたい。

2　結婚とブルグント伯領の行方

ブルグントはカロリング時代の分王国としての伝統を持つが、当地では9世紀末以来、イタリア王国の貴族をも加えた有力者たちが相互に結びつきつつ覇権を争ってきた。ブルグント王ルードルフ2世の娘でイタリア王の寡婦アーデルハイトとドイツ王オットー1世の婚姻以来、ブルグント王はオットーネンへの依存を強めていたが、息子のなかったブルグント王ルードルフ3世はドイツ王ハインリヒ2世を、次いでコンラート2世を王国の相続人とし、ルードルフの死後、1033年にコンラート2世は同王国を継承した。こうしてブルグント王国はドイツ、イタリアとともに帝国を構成する王国のひとつとなったが、ドイツ王の影響力はブルグント北部に限られ、また以後王は1世紀以上にわたり、ブルグントを訪れることはなかった。これに対し、バルバロッサは10度のブルグント滞在と100通を超える当地の教会、貴族への証書発給により、ドイツ王とブルグントの関係を格段に強化した。その事情は以下のとおりである[14]。

かつてイヴレア辺境伯でイタリア王位をも僭称したベレンガリオ2世に遡るブルグント伯家は、マーコン・ヴィエンヌ伯をも兼ねる家門であったが、ブルグント伯ライナルト（ルノー）3世が1148年に4歳のベアトリクスを遺して死去した後、その兄弟でベアトリクスの叔父、マーコン・ヴィエンヌ伯ギヨームがベアトリクスの後見人として伯領を管理した。上ロートリンゲン大公家出身の母、アガテについては夫の死後、記録がない。1152年に即位したバルバロッサは1153年2月に初めて帝国領ブルグント（王国）を訪れ、ブザンソンで宮廷集会を持ち、ベアトリクスに会っているが、バルバロッサは当時、子が得られないアーデラとの婚姻関係の解消手続と、ビザンツ皇帝との婚姻交渉を続けており、ベアトリクスの結婚や相続を問題にしていない。バルバロッサは同年3月に教皇の許可を得て離婚し、1155年9月にベアトリクスの叔父のギヨームが没すると、ベアトリクスの母、アガテの兄弟でありバルバロッサの義兄弟でもあった上ロートリンゲン大公マテウスは、バルバロッサに姪のベアトリクスとの結婚を勧めた。ビザンツ皇帝との婚姻交渉が難渋していたため、バルバロッサはこの結婚を決意し、マテウスとバーゼル司教をブルグントに派遣して協議させ、1156年1月にシュトラスブルクでブザンソン大司教、バーゼル司教、大公マテウスらが集まり、婚姻契約が成立した[15]。H・アッペルトは、この契約には将来、夫婦の息子の一人にブルグント伯領を相続させることが含まれたと考えるが、むろん12歳の少女、ベアトリクス自身には、遠い先の政治的判断は難しかったであろう[16]。

1156年6月初、ベアトリクスはヴォルムスにてトリア大司教ヒリンの手で聖別、戴冠され、数日後、ヴュルツブルクの宮廷集会にて結婚式が行われた。この時発給された6通の皇帝証書の証人からわかる立会人には、ブザンソン大司教フンベルト、マーコン伯エチエンヌ（叔父ギヨームの息子）、メンペルガルド伯など、ブルグントの有力者たちも名を連ねている[17]。オットー・フォン・フライジングは、この婚姻により南部のプロヴァンスに至るブルグント王国全体の支配がバルバロッサの手に移ったと述べている。確かに当時の帝国領「ブルグント王国 regnum Burgundiae」とは、法理的にはバーゼルから地中海岸におよぶ、西アルプスとソーヌ、ローヌ河の間の地域を覆ったが、婚姻によってバルバロッサが直接掌握したのは、ブザンソンを中心に南北に散在するブルグント伯の直轄領であり、リヨン、ヴィエンヌ以南のプロヴァンス伯領はバルセロナ伯家の支配下で自立的領域をなしていた[18]。翌1157年10月下旬、バルバロッサは結婚後初めてベアトリクスを伴ってブルグントを訪れた。伯領の中心地、ブザンソンの宮廷集会にはヴァランス、アヴィニョン司教、ベアトリクスの従兄弟であるエチエンヌ（マーコン・ヴィエンヌ伯）とシャンパーニュ伯ウードなど、南

部、プロヴァンスの高位聖職者や周辺の貴族を含むブルグント王国の要人に加え、帝国外の君侯使節も招聘により訪れていた。ローマでの皇帝戴冠（1155）に続き、ブルグント伯領という橋頭堡を確保したバルバロッサは、ブルグント王国全体に対する自身の権威を内外に誇示しようとしたのであろう。その後、バルバロッサはベアトリクスとともにブルグント伯領の要地、ドール、モンバレー、アルボワなどを訪れて集会を持ち、証書を発給し、伯領の相続と支配のためのプレゼンスを行った[19]。

以上のようにベアトリクスとの結婚は、対フランスの境界地域にしてイタリアへの通路でもあるブルグントの掌握、そして王位継承者を産むべき若く健康な女性との再婚というバルバロッサの戦略に沿うものであった。とはいえ12歳で結婚したベアトリクスが皇帝に男児、フリードリヒを授けるのは、8年後の1164年であり、バルバロッサは40歳を越えていたように、第二の目的の実現は忍耐を要し、かつ自身の早世の可能性をも考えると不確実で危ういものであった[20]。バルバロッサが何れも数年に及ぶイタリア遠征に、出産の前後であれベアトリクスを伴ったのは、子を得る機会を逃さぬためであったと思われる。その成果と言うべきか、ベアトリクスは1164年（あるいはそれ以前）から1179年の15年間に11人の子を産んだ。この間、絶えず夫と共に移動していたことを考えれば、この多産はベアトリクスにとっては厳しい心身の負担であったことは明らかである。

3　王妃の同行と政治的行為

既述のようにベアトリクスが国王証書に現れる事例は少ないことから、そのイティネラールを王と同様の密度で再現することは難しい。しかし叙述史料の情報も併せると、その「取り成し」行為をも含めた政治的行為とともに、ある程度の移動と滞在地が明らかになる。ここでは皇妃の動静を網羅的に記す紙幅はないので、折々の主要な事実を挙げておこう。ベアトリクスの史料記事が比較的多いのは、イタリア滞在中である。

1158年夏に2度目のイタリア遠征に向かったバルバロッサは、14歳のベアトリクスをハインリヒ獅子公に託してドイツにとどまらせ、9月にミラノは一旦降伏した。しかしミラノは翌年に再び叛旗を翻したので、バルバロッサは諸侯に兵力派遣を要求し、獅子公とともにベアトリクスにも自身の（ブルグントから随行してきた）騎士兵力を伴って来るように命じた。バルバロッサの事績を韻文で著したグンターの『リグリヌス』は、ベアトリクスが夫への愛と夫婦の絆の故に長い旅の労をとったと述べる[21]。バルバロッサがミラノと結んだクレマを攻囲中、ベアトリクスは安全な、しかし戦況がわかる距離のサン・バッサノに滞在した[22]。1161年からのミラノ攻囲中、ベアトリクスはその南部、パヴィアに滞在し、12月から夫と共にミラノに近い親皇帝都市ローディの新王宮に移った。1162年3月にはミラノ市民はローディに来り、皇帝の恩赦を請うたが、再度の叛乱を赦そうとしなかった皇帝の頑なさに対し、ミラノ市民は妃の慈悲と取り成しを願い、夜中に皇妃の館のテラスから寝所に十字架を投げ入れたとアケルブス・モレーナは伝えている[23]。（諸侯と）ベアトリクスの「取り成し」は効果があったと言うべきか、ミラノは破壊されたが、市民は市外追放のみで生命は保証された。復活祭の4月8日、パヴィアに戻った皇帝夫妻は戴冠してプロセッションを行い、多数の市民、諸侯とともに祝宴を催した。アケルブス・モレーナの記述では、このとき皇帝夫妻は戴冠して数人の司教とともに同じ食卓の席についた。少なくとも中世後期には妃の食卓は皇帝とは別の下段に設けられたことを想えば、この公的な演出は妃のコンソルスとしての表象とも読める[24]。同年5月、皇帝とピアチェンツァの和解協定では、市側は皇帝、宮廷（諸侯）に加え、王妃にも贖罪金を支

払い、皇帝と皇妃への忠誠誓約を義務づけられた[25]。時代は下るが1176年にはトルトナと皇帝の和解（恩顧回復）条件の中で、皇妃の仲介が前提にされている。ロンバルディア都市と皇帝の関係修復においてベアトリクスが仲介、「取り成し」を行うことは稀ではなかった。ゲーリヒは、皇帝の敵対者が降伏の際の贖罪金を皇帝のみならず皇妃にも献ずる事例を挙げ、これを皇妃の「取り成し」に対する謝礼を意味するものと推測する。王妃は証書には現れないインフォーマルな仲介、「取り成し」により紛争解決に貢献していたことは想像に難くない[26]。

1162年8月に皇帝夫妻はトリノの宮廷集会にて戴冠してミサに参列し、その後峠を越えてブルグントに入り、同月末に伯家の宮廷所在地であるドールに至った。その近傍、ソーヌ河畔のサン・ジャン・ド・ローヌにて、仏王ルイ7世とシスマ解消の協議を行うはずであったが、この会見は実現せず、対立教皇ヴィクトルの正統性を確認した集会を終えて夫妻はドイツに戻った[27]。翌1163年10月に皇帝の3度目のイタリア遠征に同行したベアトリクスは冬をパヴィアで過ごし、1164年4月に当地で長男フリードリヒを出産した。しかしこの頃ヴェローナ同盟が成立し、皇帝夫妻は病弱な嬰児をバルバロッサの親族でもあるモンフェラート辺境伯に委ね、10月には逃げるようにイタリアを去った。その際ベアトリクスの取り成しと強い願いによりバルバロッサは、モンフェラート辺境伯グリエルモに所領やレガリアを与え、皇帝の保護下に置いた[28]。ドイツに戻ったバルバロッサは11月にウルムにて、イタリアに残してきた同名の嬰児とベアトリクスの幸運・健康を祈願し、プレモントレ会ヴァイセナウ修道院に財産と種々の権限を保証する特許状を与えている[29]。それはバルバロッサが妃のために初めて行った信心行為であり、40歳を過ぎて得た息子の安全と成長への強い願いと妻への感謝の念が窺える。

1160年に始まったシスマは、1165年に皇帝側がアレクサンダー3世に対して2人目の対立教皇パスカリスを立てたことによりいっそう厳しくなったが、ベアトリクスは教会問題に口出しすることはなかった。1165年11月に息子ハインリヒを得た皇帝夫妻は、クリスマスをアーヘンの祝祭宮廷集会で祝い、マリア教会においてカールの亡骸を顕示して列聖した。このことを記した翌年1月8日の国王証書は、その目的として「キリストの御名の賞賛と栄誉、ローマ帝国の強化、我が愛する共治者、皇帝妃ベアトリクスと私の息子たち、フリードリヒとハインリヒの健康のために」と記している。このときベアトリクスは夫と競うように黄金の容器や絹の祭服を同教会に寄進した[30]。この列聖の政治的意図は別にして、1164年のフリードリヒに続くこの年のハインリヒの誕生により、皇帝一家の繁栄祈願の思いが夫妻の間でいっそう強く共有されていたと言えようか。

1166年、皇帝夫妻は幼い2人の息子と共に（対立）教皇支援のためにイタリアに向かい、翌年7月末に一家は軍とともにローマに到着した。アレクサンダー3世を支持する市民党派との戦闘の後、8月1日には市内に入り、ペテロ教会にてパスカリスを教皇座に即け、バルバロッサはあらためて、そしてベアトリクスはこのとき初めて、皇帝（妃）として戴冠された。しかし翌日の豪雨の後、一気に広がった疫病により皇帝軍は壊滅し、これを機にロンバルディア都市はヴェローナ都市同盟と合体して皇帝支配に対する結束を強めた。皇帝一家は1168年5月、包囲の危険が迫る中、西アルプスのモン・スニ峠を越えるべく麓のスーザに至ったが、バルバロッサは身の危険を感じ、夜中密かに妻を残して峠を越え、ブザンソンを経てドイツに帰還した。置き去りにされたベアトリクスは一時スーザに拘束されたが、ようやくツェーリンゲン大公とともにスーザを脱してドイツに戻った。バルバロッサは1174年にイタリアに入る際、（妻のための）報復行為としてスーザを焼き払い、ベアトリクスは廃墟となったこの町を見て少なからず喜んだと伝えられる[31]。危機的、屈辱的なイタリアから

の帰還後、1169年6月、バンベルクの宮廷集会でバルバロッサは4歳の息子ハインリヒを王に選ばせた[32]。長子フリードリヒはこの年に病没したが、1167年2月に生まれていた息子がこの名を継承している。この後3年余りベアトリクスの足跡は確認できない。あるいはブルグントに滞在することが多くなったのだろうか。1173年3月に皇帝夫妻は皇帝に遺贈されたスイス北西部のレンツブルク伯領を訪れ、続いてブルグント伯領のボーム・レ・ダムにてショー修道院（ブザンソン南部）の院長と、同地域の領主権の共有について契約を交わした。興味深いことにこの契約の証書は将来のブルグント伯（夫妻の息子の何れか）をも契約当事者としているが、他方でベアトリクスへの言及はない[33]。4月にはバルバロッサはドイツに戻ったが、ベアトリクスは暫くブルグントに留ったと思われる。日付は不明だがこのときベアトリクスはブザンソン大司教とともに、フランシュヴィユに病の女性のための施設を設けている[34]。この後、ベアトリクスとバルバロッサの同席が確認されるのは1174年3月34日のアーヘンにおける復活祭の宮廷集会であり、この時ベアトリクスの「取り成し」により、帝国修道院サン・ジスランに所領と権限を保証する証書が与えられた[35]。同年5月、カイザースラウテルンの宮廷集会でバルバロッサはアーヘンの聖マリア参事会と参事会長の争いを仲裁したが、その証書には「私の父祖の救済と平安のために、私、そして我が愛する、私の婚姻の伴侶であるベアトリクスと私の子供たちのために神の慈悲を得られるよう…」とされている[36]。バルバロッサのさほど多くない信心行為においては、息子たちの誕生以後、その息災を祈願するなかで妻としてのベアトリクスが現れるように思われるのである。

1174年9月末、バルバロッサはベアトリクスと息子ハインリヒ（6世）を伴って西アルプスからイタリアに入った。1178年7月に再びブルグントに戻るまでの4年に及ぶこの5度目（ベアトリクスは4度目）のイタリア遠征では、1176年5月のロンバルディア同盟に対する敗北、これに続く皇帝側と教皇アレクサンダー3世の長い交渉、1177年夏の1ヶ月半に及ぶ「ヴェネツィアの和」は、当然ながらバルバロッサの教会・イタリア政策の転換を意味したが、ベアトリクスとの関係にもいささか変化があったように思われる。1176年初、ハインリヒ獅子公が皇帝の援軍要請を拒否した「キアヴェンナ会談」にはおそらくベアトリクスが立ち会っていた[37]。同年5月29日のレニャーノの戦い後、数日間、生死も不明であった夫をパヴィアで待つベアトリクスは、喪服を纏っていたと伝えられる[38]。ところが1177年7月末～9月半ばまで、皇帝、聖俗諸侯、教皇、ロンバルディア同盟代表、シチリア王代理、各国の使者、高位聖職者など数千人が参加した「ヴェネツィアの和」と、これに伴う会議やセレモニにはベアトリクスとハインリヒは同席せず、ジェノヴァ北部、ガーヴィの城に留まっていた[39]。この和約では、皇帝、皇妃ベアトリクス、王ハインリヒと教皇アレクサンダーは相互に正統性を承認し合い、またベアトリクスは教皇から（あらためて）戴冠されることとなった[40]。この時ヴェネツィアはヨーロッパ規模の（公）会議が開かれ、教皇、皇帝、両権威の公的な和解と承認の儀礼の場であり、ベアトリクスが和約の当事者の一人であったにもかかわらず、ヴェネツィアから離れていたのは何故か。息子フィリップの出産はこの年の3月であったので、出産前後にアルプス越えを行ったこともある妃には、必ずしも説得的理由ではない。12歳とはいえ、和約に責任を負う当事者であった王ハインリヒが同席しなかったのも不可思議だが、ハインリヒはなお父帝よりも母ベアトリクスと過ごすことが多かったようである。シチリア王代理を務めたサレルノ大司教ロムアルドの年代記によれば、和約への署名、誓約はフェルデン司教がガーヴィを訪れ、諸侯の立ち会いの下で王ハインリヒに代わって行った[41]。9月半ばにヴェネツィアを去り、和約条件の履行、シスマの事後処理等のためバルバロッサは10ヶ月に亘ってイタリア北中部を巡回し、翌1178年初夏

にようやくジェノヴァで妻子に再会した。この前例のない長い夫の不在、別行動もいささか気になるところである。

4　ブルグントへの回帰？

1178年7月に妃ベアトリクスとともに、トリノから西アルプス南部のモンジュネーヴル峠を越えてアルルに入ったバルバロッサは、7月30日にアルル大司教より戴冠された。続いて8月から10月初にかけてローヌ、ソーヌ渓谷を北上し、ヴァランス、オランジュ、ヴィエンヌ、リヨン、ドール、ブザンソン、ボーム・レ・ダム等を巡ってアルザスに戻った。なおこの巡行中、ヴィエンヌにてベアトリクスは、ブルグント王国の書記局長官であるヴィエンヌ大司教から戴冠された。前例のない皇帝のアルル訪問、プロヴァンスからブルグント伯領に至る異例の巡行と25通の証書発給には、ブルグント支配を北部の伯領から南部のプロヴァンスまで拡大しようとする皇帝の意図が感じられる。V･テュルクは、アルルを王国の首都とするバルバロッサの韻文事績録、『リグリヌス』や、「アルル王国 regnum Arelatense」と記したティルベリのゲルヴァシウス『皇帝の閑暇』をふまえ、バルバロッサのアルル戴冠は、繰り返される皇帝の祝祭戴冠ではなく、ブルグント王としての戴冠であったと述べる[1)]。ではブルグント伯領相続人であったベアトリクスにとって、ヴィエンヌでの戴冠はどのような意味を持っていたのだろうか。

1174年からの第5次イタリア遠征とヴェネツィアの和、そして1178年の皇帝夫妻のブルグント巡行は、皇帝夫妻の関係において転機をもたらしたように思われる。勿論夫婦関係の悪化を直接示す史料は確認されない。明らかなのは、ブルグント巡行後、1179年に最後の子（幼少で死亡）を出産した後は、ベアトリクスは夫と離れてしばしばブルグントを訪問、滞在したこと、とりわけ1181年から没年の1184年に至る晩年は、ドイツにおける重要な宮廷集会への臨席を除いて、ブルグントが主要な滞在地であったことである[2)]。この間にベアトリクスは Beatrix dei gratia Romanorum imperatrix augusta との自称により、何れもブルグントの教会、修道院宛に9通の証書を発給している。前掲、1173年にボーム・レ・ダムにおいて発給された皇帝証書では、ブルグントのショー修道院との契約の主体として将来のブルグント伯が挙げられているが、ベアトリクスの名前はなかった。しかしブルグント巡行中の1178年9月にブザンソンで行われたバール（ル・デュク）伯アンリと皇帝夫妻の授封契約文書（同伯の証書）では、アンリはベアトリクスを「我が主人である皇帝妃 domina mea imperatrix」と呼び、妃とともに、ブルグント伯領の相続人であるその息子（未定）にも臣従誓約を行うものとされた[3)]。

この文書の延長にベアトリクス自身のブルグントにおける一連の証書を位置づけることができよう。バルバロッサの証書集の編者であったアッペルトは、この証書集の最終巻に収録されたベアトリクスの証書（計11通のうち2通は遺失文書）の文書形式学的な考察を行い、これらが皇帝の書記局の関与なしに、ブルグントにおけるベアトリクス自身の書記により当地の、あるいは父、ブルグント伯ライナルドの文書形式で作成されたことを明らかにした[4)]。ここでは各証書に立ち入った考察を加えることは控えるが、大半は修道院、教会への過去（父ライナルドなど）の寄進確認や、ブルグント伯と修道院の所領、権限の調整などである。それらには、信心行為としての寄進や保護ではなく、むしろ父祖以来のブルグント伯の失われた所領や権限の回復と確認など、ベアトリクスの相続領の維持、保全の意図が明らかに読み取れるのである。1181年7月のクリュニー派ロマンモティエ修道院との同盟契約では、所領の収益折半や（将来の）ブルグント伯によるプレヴォの任命、危急時

の領民による伯への軍事奉仕義務などを詳細に定めている[5]。同様に1183年5月12日付けのベーズ修道院院長との村落支配権の分有を入念に取り決めた契約文書では、契約主体はベアトリクス及び将来のブルグント伯 successoribus comitibus Burgundie とされ、村の役人（プレヴォ）は伯と修道院長に誓約義務を負った[6]。またその2日後の証書では、ベアトリクスは自身とロシエール修道院との所領をめぐる争いの収拾（和解）の後、一定の土地を譲渡したが、利益の大きい塩井は自身が確保し、将来のブルグント伯によるこの措置の遵守を命じている[7]。1183年10月のヴォー＝シュル＝ポリニ修道院への証書は、ベアトリクスの父ライナルドと祖先の寄進、その他の権限や特権を極めて詳細に確認している。この証書ではベアトリクスの親族と伯領の相続人の記念を祈祷と施しにより永久に行うことを修道院に義務づけている[8]。即ち夫、バルバロッサではなく、過去のブルグント伯たちと将来の伯のメモリアに配慮しているのである。このようにベアトリクスの証書は発給者のみならず、なお未定の、しかし確実に当該領域を相続し、新たな支配者となるはずの、いわばヴァーチャルなブルグント伯が契約当事者、主体とされる異例の形式を取っている。ベアトリクスは証書で皇妃 imperatrix と自称するが、皇帝（その在位年数など）、帝国への言及はなく、皇帝証書の様式からは逸脱している。このような当事者が未確定の、一見不確実な要素を含む契約を受給者が受け容れたのは、ブルグント伯家の相続者ベアトリクスと、なお未成年の息子たちによる継承への信頼があったからだと言えようか。

1179年以後、ベアトリクスがしばしば、そして長期に亘り単独でブルグントに滞在し、証書に残る統治行為を行ったことを、ケンシツカ、マリオット、ゲーツらは、皇帝が獅子公の追放とその事後処理、ロンバルディア都市や教皇との関係調整など内外の問題に謀殺されたので、ブルグント統治を妃に委ねたのだと述べるにとどまる。王妃の政治的行為を重視するフェーセルは、ベアトリクスのブルグント統治や、ハインリヒ6世の不在中の妃、コンスタンツェによるシチリア王国支配を、夫の代理行為であり、夫妻による統治の分担（分業）と考える。しかしその証書からは、ベアトリクス自身のブルグント統治への強い意志が浮かび上がる[9]。おそらくブルグントでは長期の伯不在の間に、その直轄領の減損、在地領主、教会、修道院の間の紛争など、様々な問題が生じていた。アッペルトも指摘するように、ベアトリクスの証書を貫くのは、父祖の遺産であるブルグント伯領の所領や権限を回復、確立し、将来のブルグント伯に継承させるという意図であった。アッペルトは、バルバロッサとベアトリクスの婚姻契約の際に、伯領はベアトリクス自身が所有すること、将来、息子の一人をブルグント伯とし、伯領を帝国領の一部ではなく、自立したシュタウフェン分家領とすることの合意があったのではないかと推測する[10]。3通の証書の証人リストに当時なお10歳ほどであった息子コンラートの名が見えるのは、そのような後継者候補と見なされたからであろう[11]。

ベアトリクスは、幼王の摂政であったテオファヌやアグネス、夫の代理として種々の統治行為を行ったリヘンツァなど先に触れた王妃たちとは異なり、結婚以来常に年長の精力的な夫の傍らにあって、帝国政治に特段の役割を担うことはなかった。先に見たように、ときには重要な仲介、取り成しを行っているが、バルバロッサの証書におけるベアトリクスは（最愛の）妻、皇妃 dilectissima / amatissima / carissima（consors）Beatrix imperatrix が一般的で、10、11世紀に頻出する「王国の共治者 consors / consortium regni / imperii」のフォルメルは極めて稀である[12]。しかし上掲の証書はベアトリクスが自身の宮廷 curia を営み、書記を擁したことを示唆しており、ブルグントでの統治行為の手段は早くから備わっていたように思われる。にもかかわらず晩年の数年間にのみ、ベアトリクスがブルグント統治に専念するに至ったのは何故だろうか[13]。

5　ベアトリクスの親族ネットとバルバロッサ

・ブルグント=イヴレア親族ネットの広がり

ここで再度、vir uxorius の問題に戻りたい。前述のようにこの文言と関連説明は、イングランドの聖職者ラルフが、1178 年、皇帝夫妻のブルグント巡行中に、ベアトリクスがヴィエンヌで戴冠されたことに関連して記述したものであった。その解釈をめぐる議論に対し、親族関係からの解釈を試みるフォネス-リーベンシュタインは次のように問いかける。すなわちヴェネツィアの和の前後に起こったことはベアトリクスの意に沿うものであったのか、バルバロッサの政策はベアトリクスを喜ばせることを意図していたのか、当時ベアトリクスと親族、友好関係にあった人々をバルバロッサは保護、支援したのか、ベアトリクスがブルグントに引き戻ったのが夫からこれを（自身の領域として）確保しようと望んだからだとすれば、ベアトリクスはなおバルバロッサのコンソルスであったのか、あるいはベアトリクスは皇帝の政治に失望して隠居し、その相続領域を完全なまま息子たちの 1 人に遺そうとしたのみならず、息子たちをブルグント=イヴレア家の網の中に結び入れようとしたのではないか、と [14]。

このいささか大胆な解釈の意味を理解するには、ベアトリクスの親族関係について知っておかねばならない。第 2 節で述べたようにベアトリクスの父祖、ブルグント - マーコン - ヴィエンヌ伯家は男系血統では 10 世紀末のイヴレア（イタリア北西部）辺境伯家に遡り、この広範なブルグント = イヴレア親族ネットはベアトリクス自身にとってはもちろん、バルバロッサにとってもイタリア北西部～独仏境界地域における影響力行使の人的基盤として重要な意味を有した。ベアトリクスは早くに保護者たる父親、次いで叔父を亡くしたためか、親族の支援には熱意を示し、しばしばそのために夫への「取り成し（請願）」を行っている。

ベアトリクスとの婚姻協定の後、その従兄弟、すなわちベアトリクスの後見であった叔父ギヨームの息子、エチエンヌ、ジェラールは、ベアトリクスの相続による 2 人のブルグント伯領における損失分の代償として、バルバロッサによりマーコン・ヴィエンヌ伯とされ、この兄弟は以後皇帝に忠実であった [15]。ベアトリクスの母、アガテは（上）ロートリンゲン大公マテウスの姉妹であり、またマテウスはバルバロッサの姉妹、ベルタを妻としており、ロートリンゲンとブルグント、皇帝夫妻はこのように相互の婚姻で結ばれていた。ベアトリクスの父方の叔母、エリザベートはシャンパーニュ伯ユーグと結婚したが、その息子、すなわちベアトリクスの従兄弟であるウードは父親に認知されず、相続権を奪われた。そのためウードが 1166 年にブザンソン北部の母親の領地シャンリットに移ったとき、ウードはおそらくベアトリクスの取り成しであろう、皇帝夫妻によりブルグントの領地（カンジェイ、リースル、ヴァル - ルエ）を授封された。その際の皇帝証書で、高貴なる生まれにしてベアトリクスの血縁者 genere clarissimus Beatricis nobilissime consortis nostre consanguineus とされたウードは、晩年のブルグント伯領の維持、継承のための努力においてベアトリクスに助言を与え、これを支えた [16]。シャンパーニュ伯領を継承したのは伯ユーグの甥のブロワ伯ティボーで、その息子アンリは仏王ルイ 7 世の娘マリを妻とし、シスマ時代にバルバロッサと仏王の仲介役を務めた [17]。アンリの姉妹マリはブルゴーニュ公ウード 2 世と結婚し、夫の死後、公位継承者たる幼少の息子ユーグを後見したが、ユーグは成人すると母と対立し、その意志に反して（上）ロートリンゲン大公マテウスの娘（バルバロッサの姪）、アリスと結婚した。仏王ルイはマリの依頼でブルゴーニュ公領に軍事介入を図った際、バルバロッサはユーグを支援し、シャンパーニュ伯アンリを通じて仏王の干渉を牽制している [18]。このように「独仏境界地域」ロートリンゲン、シャンパーニュ、ブルグントには、

ベアトリクス（の婚姻）を媒介とする広い親族ネットワークが形成されていた。

さらに視野を広げると、ベアトリクスの父親ライナルドの従兄弟でブルグント伯本家の最後の伯ギヨーム（4世、1127年に殺害）の娘たち（マチルデ、ギーゼラ、クレメンティア、エルメントゥルード）の婚姻により、ライナルト、ベアトリクスの世代のブルグント伯家は、ブルゴーニュ公家、モンフェラート辺境伯家、サヴォワ伯家、ブラバント（レーヴェン）伯家、バール（ル・デュク）伯家と結びついていた[19]。ロートリンゲンのバール伯ルノーはシャンパーニュ伯アンリの姉妹アグネスを妻とし、その息子アンリは皇帝夫妻のブルグント巡行の際、前述のように1178年におそらくベアトリクスの取り成しにより皇帝夫妻と授封契約を交わし、三つの城伯領を授封され、同時にベアトリクスと将来のブルグント伯に対して専従封臣誓約を行った[20]。またイタリア北西部のモンフェラート辺境伯グリエルモは、バーベンベルク家のレオポルト3世の娘ユーディト（バルバロッサのオバ）との結婚により皇帝と結びつき、そのイタリア遠征を支援した。先に言及したように、1164年に皇帝夫妻が嬰児フリードリヒをグリエルモに託してイタリアを去ることを余儀なくされた際、ベアトリクスの強い願いによりバルバロッサは辺境伯に所領やレガリアを与え、同辺境伯領を皇帝の保護下に置いた。

既に述べてきたように、ベアトリクスは自らの遠近の親族に対する支援、物的援助のためにしばしば夫に取り成し、仲介、請願を行った。この点で際立っているのがフランドル伯フィリップとの関係である。その父親、ディートリヒ（ティエリ）は（上）ロートリンゲン大公家と同根で、ベアトリクスの母、アガテのオジであり、フィリップはアガテの従兄弟であった[21]。仏王の封臣でありながら皇帝と結びつき、イタリア遠征にも従軍したフィリップは、レニャーノの戦いでは捕虜になったが、翌1177年に生まれた皇帝夫妻の息子フィリップ（フォン・シュヴァーベン）の洗礼父として自分の名を与え、またベアトリクスの死後ではあるが、1186年のミラノにおけるハインリヒ6世の結婚式にも参列した。前後するが、1165年にはフィリップはベアトリクスと相互援助のための「解消できない友好同盟 amicitiam indissolubilem」を結び、おそらくベアトリクスの要請により同年バルバロッサは、父ディートリヒが獲得できなかったカンブレの伯権をフィリップに与え、フィリップは皇帝に臣従誓約を行った[22]。

フィリップ一族のためのベアトリクスの支援は、1167年、カンブレ司教位をめぐるフィリップの末弟ペーター（ピエール）と助祭長アラルドの競合において最も顕著に現れる。同年のローマでの厄災（疫病による皇帝軍の壊滅）の後、パヴィアに滞在中の皇帝夫妻のもとにアラルド派の、次いでペーター派（聖堂参事会の多数派）からの使者が来り、各々の候補の承認を求めた。このときアラルド派は宮廷（諸侯）に金品を届け、優位に立ったが、皇帝はアラルド派の使者に、皇帝が派遣する使者（スタブロ修道院院長、アーヘン教会の助祭等）を待って改めて司教選出を行うよう伝えた[23]。他方、フィリップは父親ディートリヒとともにベアトリクスに書簡を送って、皇帝の支持を得るための働きかけを依頼し、カンブレ編年誌は、ベアトリクスの恭しい謙った哀願に対して、バルバロッサが次のように語ったと伝える。「愛する者よ、汝の願いをしかと聞き、心に受けとめた。汝の願いを叶えてやりたいが、宮廷と諸侯の同意と助言なしには、汝の願いを聞き入れることはできない。親愛なる者、愛する者よ、私を信頼しなさい。汝と汝の朋輩の願いを拒むことはないのだから。しかるべき時に汝の願いを容れ、汝を讃えるつもりで居る。しかし助祭長アラルドゥスを推す書簡が宮廷に届き、私と諸侯の前で公にされたことをも汝に知らせておきたい。司教の選任は私の宮廷で、私と諸侯の同意により検討されねばならないし、かの書簡に同調する諸侯も多い。だが信頼しなさい、常

に私に忠実な人よ、汝のため、汝の好むようにことを行うゆえに。」[24] ゲーリヒはこの編年誌記述から、皇帝夫妻の間でもランク（上下関係）が意識され、同時に相互の名誉、尊敬が保たれるものだという同時代人の理解を読み取る[25]。編年誌記述では、皇帝が諸侯の意向とベアトリクスの請願の双方を考慮しているかの印象を与える。しかしフランドル伯父子への返書で皇帝は、妃の幾度もの忠告をも考慮し、ペーター支持の依頼に好意を持って応える用意があるとし、かつ教会法を損なわぬよう、皇帝使者の到着後の再選挙を指示している[26]。さらに皇帝はカンブレの聖堂参事会と城伯への返書では、ペーターは妻、皇妃の血縁であり、またその選出が帝国の名誉と教会の利益のために望ましいゆえ、ペーター推挙の書簡を歓迎すると述べ、ペーターを選出させるべくアーヘンの参事会長アーノルトを派遣すると伝えている[27]。ベアトリクスの請願がバルバロッサの意向を覆したとは言えないにしても、この件は、ベアトリクスが夫の政治的決定に自身の願望を明確に伝えた稀な例だとフリードは述べる。この他、1168 年にはカンブレ司教座をランス大司教管区からケルン大司教管区に編入するケルン大司教の企てに対し、カンブレ司教位に即いたペーターの依頼により、ベアトリクスはハインリヒ獅子公やマインツ大司教の支援を得てこれを阻止した[28]。フランドル伯家のためにベアトリクスが格別の熱意を持って夫に働きかけたとの印象は、カンブレ編年誌など史料の詳細な叙述によるところも大きいが、いずれにせよそれはベアトリクスの高度な政治的判断ではなく、同盟を交わした親族のためであった。ともあれバルバロッサはこうしたベアトリクスの願望には配慮していたように思われる。

・皇帝は皇妃の親族を疎んじた？

以上のような、ベアトリクスとの婚姻によって広がり、あるいは強まったイタリア、ブルグント、ロートリンゲン、フランドル、シャンパーニュに及ぶ親族関係と、友好と同盟のネットワークが、皇帝権力の人的基盤として小さからぬ意義を有したことは明らかである。同時に、皇妃としてこうした縁者に助力し、求められる支援を与えることは、史料に見出せる限りでのベアトリクスの最も目立つ関心事であり、行為であった。しかしその意味が両者にとって同じではなかったゆえに、政治状況の変化にともないブルグント（= イヴレア）親族ネットに対するバルバロッサの関心が 1170 年代から次第に低下し、皇帝夫妻の間に心の間隙が生じたのではないか、という仮説を提示したのがフォネス - リーベンシュタインである。この解釈が根拠とするバルバロッサと親族ネットの関係の変化とはシスマ問題とも関連しているが、その一部を示せば以下のようなものである[29]。

ブルグントにおけるベアトリクスの従兄弟、ジェラール、エチエンヌはその他の当地の貴族と同様、シスマ当初は親皇帝派（対立教皇支持）であったが、1170 年代から婚姻によりブルゴーニュ公、シャンパーニュ伯、サヴォワ伯との結びつきを強め、皇帝との疎遠化が進んだ。ジェラールらとの関係を強めたサヴォワ伯は、1168、74 年のモン・スニ峠経由のアルプス越えでは皇帝を支援したが、1184 年のトリノ司教とのトリノ市をめぐる争いでは皇帝の裁判に出頭せず、1186 年には追放刑（アハト）に処された。仏王と対立し、皇帝に接近したブルゴーニュ公ユーグも期待した援助を得られなかったためか、バルバロッサの姪であった妻を離縁した。皇帝に忠実であったモンフェラート辺境伯は、1172 年にロンバルディア同盟に加わり、そのため「ヴェネツィアの和」の後、皇帝に冷遇され、1183 年には帝国封を奪われた。その回復はようやく 1191 年、ハインリヒ 6 世の下で実現された。なおベアトリクスを介して皇帝と良好な関係にあったフランドル伯フィリップは、1180 年代にはナミュール・ルクセンブルク伯領の相続をめぐってエノー伯と対立し、そのなかでバルバロッサ

がエノー伯を支援したことは、両者の関係を危うくした。

親族ではないが、皇帝との距離を置く姿勢はシスマをめぐる聖職者のスタンスに現れる。シスマ初期のブルグント地域の高位聖職者には、敢えてアレクサンダー支持を表明する者は稀であり、ブザンソン、ヴィエンヌ、リヨンなど大司教は皇帝派（ヴィクトル4世支持）であった。しかし1165年以後アレクサンダーを支持する司教、そして大司教が現れ、1170年代には後者は一層広がった[30]。グルノーブル司教は1160年代前半にアレクサンダー派に転じ、皇帝支持の拠点、ブザンソンにおいても前任者ヘリベルトの死後、1171年に大司教位に即いたエヴラールは、アレクサンダーに接近した。1173年にはヴィエンヌ大司教ロベールもアレクサンダーに聖別され、その特使とされた。しかしエヴラール、ロベールともに皇帝との関係をも保ち、管区内の秩序維持のためにも仲介者としてシスマ解決に尽力した。タランテーズ大司教も同様であり、またアルル大司教も書簡によりアレクサンダーとの接触を続けた。これらの大司教管区に属すローザンヌ、シオン、ジュネーヴ、モーリエンヌ、そして南部プロヴァンスの司教たちもアレクサンダーに接近したが、同様に皇帝の承認をも得るなど、慎重に曖昧な対応を続けた。ブルグントはバルバロッサにとって独仏伊の境界的な政治的コミュニケーション空間であり、シスマ時代には、この地域の高位聖職者やシトー、モリモン修道院を中心とするシトー会修道士たちは、アレクサンダーを支持しつつも教会統一に向けた対話に重要な役割を果たした[31]。

「ヴェネツィアの和」により、皇帝の目標（アレクサンダーの罷免、対立教皇の承認）とは異なる結果ではあったが、シスマは解消された。それにより、教皇、ロンバルディア都市、シチリア王、そしてフランス王とのコンフリクティヴな関係はひとまず緩和された。こうした政情推移とともにブルグントの聖俗有力者たちは皇帝からの相対的自立化（離反）傾向を示し、また皇帝にとってもブルグントの政治的意義は低下したと言ってよい[32]。1180年代に入ると皇帝は、次第に帝国西部、西南部における統治行為を息子のハインリヒに委ねるようになるのである。

・アルル戴冠とヴィエンヌ戴冠

以上に概観した①イタリア、ブルグントと周辺、帝国西部の政治情勢の変化から、②バルバロッサがベアトリクスを媒介とする親族ネットへの関心を失い、③これに失望したベアトリクスは夫の元を離れて、自身の相続領ブルグント（伯領）支配の回復、維持と息子による相続のために尽力した、と因果を繋ぐことは妥当だろうか。フォネス-リーベンシュタインは必ずしも①を前提とせずに、②から③への展開を強調した。おそらく少し長期的な、すなわち1170年前後から1180年代半ばまでのタイムスパンで見れば、①と②は関連する変化として理解することができよう。但し① → ②の一方的な作用というよりは、②の個別事情が①に影響を与えることもあったと考えた方がよい。②③の関連はどうか。繰り返せば、幼くして父親、後見人のオジを失ったベアトリクスにとって、ブルグントの従兄弟たち、オバが嫁いだシャンパーニュ伯家の人々、母方のオジ、祖父（上ロートリンゲン大公）の兄弟と甥（フランドル伯）などの親族は、利益、打算を度外視しても大切な存在であっただろう。バルバロッサの証書も、「妻の血縁者であるゆえ」と、恩顧の理由づけを記している。そのような親族が夫に疎んじられたとすれば、ベアトリクスが心穏やかでなくなるのも頷ける。しかし②は実際には、さほどドラスティックな変化ではなかったようにも思われる。この変化が、政治的環境の推移にともなう漸次的な成り行きであれば、そのことが「夫の政策に失望」（フォネス-リーベンシュタイン）し、ブルグントに引き戻る原因となったと言えるのだろうか。ベアトリクスの内面的

動機とその背景については、親族関係に加え、今少し補足的な考察も必要である。

明らかなのは、1179 年以後、ベアトリクスのブルグント滞在の頻度が高まり、期間が長くなったこと、とりわけ 1181 年から 1184 年の死去まで父祖の伯領の回復、強化に専念し、帝国領の一部ではない伯領ブルグントとして、同伯家を復活、継承するはずの息子の一人に託そうとしていたことである。自分に残された生が短いことを知ってか否か、従来夫の行動に寄り添い、せいぜい取り成しや仲介に限られていたベアトリクスの政治行動が、最後の 3 年間にはブルグント（伯領）という相続領域における裁判（仲裁）、証書発給など、自立的な統治者としての行為に及んだことは、やはり注目に値する。

今一度 vir uxorius に戻ろう。先に述べたように、イングランドの聖職者ラルフはこの表現に続き、妻の気に入るよういつも考えていたフリードリヒは、皇妃の名誉のために、聖母生誕の日にヴィエンヌで戴冠させたと述べる。ではなぜ 1178 年 7 月 31 日、アルルでは皇帝夫妻の戴冠ではなくバルバロッサのみが戴冠し、後日ヴィエンヌでベアトリクスが戴冠されたのか。皇帝のアルル戴冠は、従来皇帝権力の及ばなかったプロヴァンスでのプレゼンテーションであり、ブルグント王国の書記局長官であるヴィエンヌ大司教によるベアトリクスへの戴冠と併せて、王国の南北を一体化しようとするバルバロッサの意思表示であったのか。イングランド出身のティルベリのゲルヴァシウスは 12 世紀末～ 13 世紀初にアルルで顕職にあり、その著作『皇帝の閑暇』において、「アルル王国 regnum Arelatense」と記している。既述のように V・テュルクはゲルヴァシウスや、アルルを王国の首都とするバルバロッサの韻文事績録、『リグリヌス』をもふまえて、バルバロッサのアルル戴冠は、繰り返される皇帝の祝祭戴冠ではなく、ブルグント王としての戴冠であった述べる。しかし少なくとも父祖からのブルグント伯領に関心を集中させていたベアトリクスにとっては、ヴィエンヌでの戴冠は伯家には無縁な南部を含めた王国統合の象徴儀礼ではなく、北部、ブザンソンの周辺に広がる相伝の伯領に向けられたプレゼンスであり、そのような意志的行為であったと考えるべきではないだろうか[33]。アルルとヴィエンヌの時と場所を異にした夫妻の戴冠は、この点で両人の関心に齟齬があったこと、また夫妻がこのことを了解していたことの結果ではないだろうか。それゆえバルバロッサのいささか非現実的な野望が、アルル戴冠という一回限りのデモンストレーションで終わったのに対し、ベアトリクスはこの後、1179 年に最後の子、アグネスを産んだ後は夫とは別に、ブルグント北部の故地で持続的な意志的行為を続けるのである[34]。

6　夫婦としてのバルバロッサとベアトリクス

前節までは、主として政治的行為、いわば公的な次元におけるバルバロッサとベアトリクスの関係について、時系列により事実（史料情報）を整理した。その意味では、夫婦としての両者のコミュニケーション、感情の交わり方を考えるための準備作業を進めたに過ぎない。王妃、皇妃が自身の相続領に関心を移し、或いはそこを晩年の居所とする事例は、寡婦となったオットー 1 世妃、アーデルハイトにも見られ、よりアクティヴに相続領の維持と息子への継承のために行動する王妃としては、周知のアリエノール・ダキテーヌの例がある[35]。フェーセルによれば、王妃が自身の相続地に留まることは、中世後期のドイツでもなお見られた[36]。したがってベアトリクスのブルグント統治はそれ自体異例ではないが、ベアトリクスはアリエノールのように夫と争うことはなく、アーデルハイトやテオファヌのように寡婦や摂政としての経験もなかった。

皇帝夫妻の相互の感情がある時期に急変したとは考えられないが、1177 年 3 月にフィリップを出

産したとはいえ、夫妻のイタリア滞在中、ベアトリクスはバルバロッサの移動に同行せず、1177年7月末～9月半ばの「ヴェネツィアの和」とその後の10ヶ月、バルバロッサは一度も妻子に会っていない。この前例のない別居、ベアトリクスからすれば夫の不在は、1179年～84年のベアトリクスのブルグント滞在、単独統治につながる変化、即ちバルバロッサの、妻の親族への関心低下、そしてベアトリクスのブルグント統治への関心の高まりと、夫への期待の喪失と関連するのだろうか。このことを直接明らかにする史料はなく、やはり考えるための手がかりを示すことにとどめざるを得ない。

1156年の結婚以来バルバロッサが、ブルグント伯領の相続人である年若い妻の公的な名誉と権威のために様々な配慮を行ったことは、既に述べたように1156年（結婚に際して）、67年（ローマの皇帝戴冠）、78年（ヴィエンヌ）の3度の戴冠、結婚直後からの「皇妃 imperatrix Romanorum semper augusta」としての表記、幾度かの祝祭宮廷や儀礼的場における夫妻の（祝祭）戴冠のプレゼンス、皇妃の印璽製作などからわかる。しかしそれらも公的、政治的な意味を意識した配慮である。ベアトリクスの生前に、バルバロッサの修道院、教会への特許状において、妃の「幸福・健康のため」、「永遠のメモリアのために」などの文言が見出せるのは、カール大帝列聖の際のそれを含めて3例のみである。また1184年11月にベアトリクスがおそらくブルグントにて死去したとき、バルバロッサはイタリア滞在中であり、1186年夏までドイツには戻らなかった[37]。1185年8月にベアトリクスの亡骸をザリア朝以来の伝統的な王家の墓所、シュパイア聖堂に葬ったのは、息子のハインリヒ6世であった。フォネス-リーベンシュタインによれば、ベアトリクスがブルグント＝イヴレア家の相続人としてロートリンゲン、フランス、ブルゴーニュ（公領）、サヴォワとの親族関係を大切に考えていたことを理解し、そのような親族を意識していたのは、おそらく晩年まで母親と過ごすことが多かったハインリヒであった。ドイツに戻ったバルバロッサが、直ちにベアトリクスの墓所を訪ね、祈念祈祷の奉献など追悼行為を行った記録はない。[38]

1189年、十字軍出発前の聖霊降臨祭（4月9日）にハーゲナウで催された宮廷集会にて、バルバロッサは次のことを公にした。即ち皇帝はブルグント伯領の臣民たちの助言と同意に基づき、息子のオットーを、その母の相続によりブルグント伯とし、永遠の報いのため、そして善き記憶の妻ベアトリクスの魂の救済のために、またその祖先のブルグント伯たちの救霊のために、オットーとともにブザンソンの聖エチエンヌ教会の求めに応じて、同教会にヴィルヌーヴ村を寄進した。そしてその村落の収益の一部を、ベアトリクスがその父、伯ライナルドと彼の祖先のブルグント伯たちの救霊のために祈るべく任じた、2人の司祭に与えることとした[39]。こうしてバルバロッサは、ベアトリクスの死から5年目にしてようやく、しかも聖地に赴く段になって妻の魂のための行為を、教会側の要請により措置したのである。しかしそれは息子オットーが母ベアトリクスの相続人として、さらにはその父祖の伯たちの伝統に連なる者として、正当にブルグント伯位を継承することを公にするために演出された信心行為であったと言うべきであろう。

ベアトリクス亡き後、1189年の追悼、祈念に至るバルバロッサの態度は、あるいは妻への配慮、関心（愛情）が希薄化していたことの現れだと言えるかもしれない。その際に、前述の①政治状況の変化、②ベアトリクスの親族関係の軽視（意義の低下）との関連は、なお蓋然性の域を出ないように思われる。但し、1170年代後半から、夫婦を別行動に導くそれぞれの関心の齟齬が次第に大きくなったことは否定できないであろう。

おわりに

バルバロッサとベアトリクスの夫婦としてのコミュニケーションについては、なお文学的な叙述史料を含めて、同時代の歴史記述や書簡等を精査する必要がある。筆者の主たる関心は両人の感情的相互関係を垣間見ることにあったが、それには感情、情動の歴史研究における方法論をも深めねばならないだろう[40]。何れも「転回」以後の現代歴史学の議論に関わる問題である。それらは次の機会に委ねるとして、最後にこの皇帝夫妻の関係、皇妃の政治的行為を、ドイツ中世の政治史、国制史の中に位置づけておきたい。

本稿 I 章では、コンソルス・フォルメル consors / consortium regni / imperii を手がかりに 10、11 世紀の王妃の政治的役割、影響力をポジティヴに評価する先行研究を参照しつつ、統治の分担、共同という理念と実態を概観した。フォーゲルザングとフェーセルは、王妃のこのような政治的役割は 12 世紀、シュタウフェン朝時代には後退すると考える。それは第一に国王証書の形式変化、すなわち証人（副署人）の記載が「王妃の取り成し（仲介・請願）」への言及に取って代わり、総じて証書における王妃の登場が減少したことに現れる。但しコンラート 3 世妃、ゲルトルートについては「取り成し」は 27 の証書に記されたが、その際のコンソルス・フォルメルの使用は 4 例のみであるように、変化はまずこのフォルメルの後退として現れる。そしてベアトリクスになると、もはやコンソルス・フォルメルは用いられず（1 度のみ）、取り成しも 6 例のみとなる。摂政役ではない王妃が行為者として国王証書に現れるのは、原則的に「取り成し人」としてであった。国王の証書発給の大半が受給者の要請に基づいていたことを想えば、そうした証書受給者たち、すなわち修道院、教会、俗人貴族、諸侯にとって王妃の仲介よりも、発給に立ち会った要人たちによる認証が重要だと理解されたということになろうか。ここでは文書形式学的な検討を加える余裕はない。10 世紀以来の王妃たちの政治的行為は、寡婦、幼い後継王の摂政としての地位（アーデルハイト、テオファヌ、アグネス）など、個々の王妃の境遇により異なることも明らかである。ベアトリクスは 12 歳で結婚して以来、20 歳余り年長で経験を積んだ精力的な皇帝である、夫の統治行為に関与する余地は相対的に小さかった。ベアトリクスの多くはない「取り成し」、仲介行為の過半は息子を産み、妻、母として皇帝家族とその連続性を支える存在となってからである。

しかしいずれにせよベアトリクスは、フェーセルが描いたコンソルス・フォルメルの理念（「統治の共同者、分担者」）と現実（王代理として統治行為を行う）から遠い妃であったことは否定できない。このことを広く叙任権闘争後の政治秩序のコンテクストにおいて考えることもできよう。バルバロッサの国王証書には「妻、皇妃の願いにより」のかわりに、「諸侯の助言（同意、決定）により」が高い頻度で現れる。このことを先に述べた証書受給者の動向と併せて考えれば、諸侯の合意を正当性の基礎とするバルバロッサの統治スタイルが浮かび上がる。またイタリアを含む帝国各地を絶えず巡行したバルバロッサは、遠隔地域の紛争の仲裁等による収拾を、当該地域の有力諸侯に委任し、また信頼するミニステリアーレンに実務を委ねるなど、統治を権威をもって、あるいは効果的に代行し、支える人材が多様化したとも言えよう[41]。このように意識的に諸侯を帝国統治のパートナーとする証書の文言と実践は、皇妃の政治的介在の理念と現実における意義を低下させ、皇妃を王（帝）国統治のコンソルスとするフォルメルの使用を減少させたのではないだろうか[42]。

そのうえで、ベアトリクスが数年に亘り、帝国レベルにおいてではなく、ブルグントという自身の父祖の地において夫から自立して統治行為を行ったことは、彼女の人生において、そして夫婦関

係の中で、どのような意味を持っていたのか、最後に述べておきたい。それはベアトリクスとバルバロッサの婚姻協定により保証されたブルグント伯領の維持と継承のための行動であった。しかしベアトリクスが自分の人生の終期をその使命のために捧げようとしたのだと考えるのは歴史家の後知恵である。当時なお30代であり、継承すべき息子（コンラート、或いはオットー）は未成年であったゆえ、以後年数をかけてもこの課題に取り組むつもりであっただろう。それは40歳での死（死因は不明）により未完成に終わったが、生きて息子に伯領を委ねるに至っていたなら、ベアトリクスはその後の人生をどのように過ごそうとしただろうか。再び夫のもとに戻っただろうか。単独統治者の経験を積み、なおブルグント伯領に影響力を持つ「帝国の共治者」と見なされただろうか。このように考えると、1184年の死により、いわば中断されたベアトリクスの結婚生活」を完結した生のごとく総括し、評価するなら、それはこの皇妃の生涯、そして皇帝との関係の理解を歪めることになるのではないだろうか[43)]。

ベアトリクス像（カール大帝聖遺物（腕）容器）Armreliquiar Karls des Großen
マース地方で1166-1170年に製作　ルーブル美術館蔵

注

はじめに

1）Vogelsang, T., *Die Frau als Herrscherin im hohen Mittelalter. Studien zur „consors regni“* Formel, Göttingen-Frankfurt-Berlin, 1954, S. 68. A・フェーセルも同様に考える。Fößel, A., *Die Königin im mittelalterlichen Reich*, Stuttgart 2000, S. 386; Dies., Handlungsspielräume hochmittelalterlicher Königinnen, in: Gesellschaft für staufische Geschichte（Hg.）, *Frauen der Staufer*. Göppingen 2006, S. 187-189.

2）ドイツの王妃、皇妃については、池谷文夫「アグネスとベアトリクス―王朝の最盛期の皇后―」『茨城大学教育学部紀要（人文・社会科学・芸術）』61、2012年、を参照。池谷はハインリヒ4世妃アグネスと本稿で論じるフリードリヒ1世妃、ベアトリクスを、皇帝時代における国政上の地位、権限の明らかな「王朝の最盛期の皇后」として考察するが、本稿では12世紀前半までの王妃、皇妃に比して、ベアトリクス以後の王妃、皇妃の政治的行為が史料上、稀で曖昧になることに着目する。ビザンツ帝国については、井上浩一『ビザンツ皇妃列伝』筑摩書房、1996年が比較の点でも有益である。

3）例えば、Rosenwein, B., *Emotional Communities in the Early Middle Ages*, Ithaca/London 2006.『思

想』（岩波書店）、2018 年 8 月号の特集「感情の歴史学」の諸論文、ウーテ・レーフェルト（櫻井文子訳）『歴史の中の感情』（東京外国語大学出版会）、2018 年。しかしこれらの文献、所収論文に夫婦間の感情を論じたものはない。

I－II

1）Vogelsang, T., a.a.O.; Fößel, *Die Königin im mittelalterlichen Reich.*

2）Vogelsang, a.a.O., S. 3-15, 57. 最古の例はヴルガータ版旧約聖書でバビロニア王妃エスターに用いられたもの。

3）Ebenda, S. 20.　従来の君主像は単独、あるいは高位聖職者と共に描かれた。

4）Fößel, a.a.O., S. 57-59. アーデルハイトはイタリア王妃として夫ロタールの証書にて consors regni とされた。

5）...in copulam legitimi matrimonii consortiumque imperii despondere ...coniugem decrevi assumere. MGH Diplomata regum et imperatorum Germaniae, Bd. 2, Die Urkunden Ottos II. und Ottos III.（以下 *DO II.*）, 21.

6）...dilectissimae coniugi nostrae Thephanu coimperatrici augustae nec non imperii regnorumque consorti, *DO II.* 76. Vogelsang, a.a.O., S. 24-25; Fößel, a.a.O., S. 59.

7）Kaiserurkunden Theophanu 1, 2, in: *DO II.*, S. 876-877.

8）Schramm, P. E., *Die deutschen Kaiser und Könige in Bildern ihrer Zeit 751-1190*, Neuaufl, München 1983, S.193, Abb. 91.

9）アーデルハイトが記名された証書の約 2 割にコンソルス・フォルメルが見られる。Fößel, a.a.O., S. 57.

10）Schramm, a.a.O., S. 215, Abb. 122, S. 374.

11）MGH Die Urkunden Konrads II.（*DK II.*）, 250, 256, 260, 261, 264, 265. Vogelsang, a.a.O., S. 40; Fößel, a.a.O., S. 60.

12）Fößel, a.a.O., S. 61, Anm. 290.　池谷文夫は thorus を結婚による「一心同体」と訳す。池谷、前掲論文、4 頁。

13）Schramm, a.a.O., S. 252-253, Abb. 157, 158.

14）Vogelsang, a.a.O, S. 40.

15）Ebenda, S. 41. Cf. Fößel, a.a.O., S. 62.

16）Fößel, a.a.O., S. 62-63.

17）Vogelsang, a.a.O., S. 58-59.

18）Fößel, a.a.O., S. 63.

19）Vogelsang, a.a.O., S. 58-68; Fößel, a.a.O., S. 116. フォーゲルザングはドイツ以外の西ヨーロッパ諸国にも視野を広げて、コンソルス・フォルメルの中世初期、盛期における頻度や文言の変化を明らかにしているが、王妃の具体的な政治的行為については考察していない。またフェーセルは「取り成し」と証人リストの内的、機能的関係について論じていない。

20）取り成しのフォルメルは、ob interventum dilectissimae coniugis nostrae Adelheidae imperatricis augustae / interveniente dilectissima nobis coniuge et regnorum consorte Cunigunda / interventu dilectissime genitricis nostre Agnetis imperatricis augustae など。Fößel, a.a.O., S. 133.

21）Ebenda, S. 123-150. フェーセルはアーデルハイトからゲルトルートまでの 7 人の王妃の「取り成し」が、各国王証書に占める割合を算出している。ギーゼラが 59%、アーデルハイトが 32%、アグネスが 45%、リヘンツァが 31.2%、その他は 20 - 30%である。

22）Ebenda, S. 17-49. 結婚、夫の即位の際の戴冠、夫婦揃っての皇帝戴冠、祝祭戴冠など。

23）Ebenda, S. 46-49.

24）Ebenda, S. 98-102, 111-112, 153-164.

25）Ebenda, S. 164.

III 1－3

1）ベアトリクスの「取り成し」がバルバロッサの証書に現れるのは 1157-1176 の間に 6 度のみである。*DF I*. 191, 194, 279, 466, 614, 648; Fößel, a.a.O., S. 126.

2）1164 年以前に生まれたであろう女児を含め男児、女児各々 3 人は幼少で死亡している。

3）Caffari Annales, MG SS XVIII, S. 34, ... Beatris, quia sua benignitate imperium totum facit beatum.

4）Kęszycka, F. von, *Kaiserin Beatrix, Gemahlin Friedrichs I. Barbarossa*, Poznań 1923.

5）少なからぬ同時代の年代記、事績録、詩人の作品献呈辞等においては、ベアトリクスは眉目秀麗で、フランスの詩人たちとの交流と教養により夫を感化したが、常に言動において控えめで夫に忠実、すなわち理想的な王妃とされる。勿論、それは君主に奉仕し、保護を求める作家たちの妃を讃えるトポスであるとしても、たとえば 1162 年にイタリアで 20 歳頃のベアトリクスに会い、その容姿を細部に亘って記した親皇帝派のローディの市民、アケルブス・モレーナの次のような描写は、やはり同時代のマース地方の金細工師の手に成る、カール大帝の聖遺物容器に夫と共に飾られたベアトリクスのレリーフと併せて、あるイメージを浮かび上がらせる。「皇帝妃ベアトリクスは同様に高貴な家門の出自であり、中背で、輝く金髪、美しい顔、白く形のよい歯を持つ。背筋が伸び、口は小さく、表情は控えめで目は輝いていた。甘美な讃辞に対しては慎み深かった。美しい手を持ち、ほっそりした体つきであった。夫には全く忠実であり、主人として畏れ、全ての仕方で夫として愛した。彼女は教養があり、神を敬い、そのベアトリクスの名の通り、実際に幸福であった。」 *Ottonis Morena eiusque continuatorum libellus de rebus a Frederico imperatore gestis*（以下 *Ottonis Morenae libellus*）, in: Schmale, F.-J.（Hg.）, *Quellen zu den Italienzügen und zum Kreuzzug Friedrichs I.*, Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters（以下 AQ）, Bd. 17a, Darmstadt 1986, S. 188.

6）Radulfus de Diceto, *Ymagines historiarum*, Stubbs, W.（ed.）, Rolls Series 68, 1, London 1876, p. 427. ヴィエンヌ戴冠に言及しているのはラルフの歴史書のみであるが、研究者は概ねこれを事実と見なしている。

7）Görich, K., Kaiserin Beatrix, in: Gesellschaft für staufische Geschichte（Hg.）, *Frauen der Staufer,* Göppingen 2006, S. 51-52.

8）Kęszycka, a.a.O., S. 71; Johanek, P., Kultur und Bildung im Umkreis Friedrich Barbarossas, in: Haverkamp, A.（Hg.）, *Friedrich Barbarossa. Handlungsspielräume und Wirkungsweisen des staufischen Kaisers*, Sigmaringen 1992, S. 663.

9）Freed, J. B., *Frederick Barbarossa. The Prince and the Myth*, New Haven/London 2016, p. 185. フリードによれば uxorius には過度に妻と交わる者との揶揄をも含意した。

10）Fried, J., Friedrich Barbarossas Krönung in Arles（1178）, *Historisches Jahrbuch* 103, 1982, S. 351; Ganz, P., Friedrich Barbarossa, Hof und Kultur, in: Haverkamp,（Hg.）, a.a.O., S. 643.

11）Neumeister, P., Beatrix von Burgund. Gefährtin Barbarossas in Freund und Leid, in: Uitz, E./Pätzold, B./Beyreuther, G.（Hg.）, *Herrscherinnen und Nonnen. Frauengestalten von der Ottonenzeit bis zu den Staufern*, Berlin 1990, S. 209-210.

12）Goez, E., Beatrix von Hohenstaufen, in: Borst, O.（Hg.）, *Frauen bei Hof*, Tübingen 1998, S. 38. オリジナルは現存しない。

13）Vones-Liebenstein, U., Vir uxorius? Barbarossas Verhältnis zur Comitissa Burgundiae im Umkreis des Friedens von Venedig, in: Weinfurter, S.（Hg.）, *Stauferreich im Wandel*, Stuttgart 2002, S. 189-190.

14）バルバロッサとベアトリクスの結婚に至るまでのブルグント伯領の歴史については Mariotte, J.-Y., *Le Comte de Bourgogne sous les Hohenstaufen 1156-1208*, Paris 1963, pp. 43-72; Türck, V., *Beherrschter Raum und anerkannte Herrschaft. Friedrich Barbarossa und das Königreich Burgund*, Ostfildern 2013, S. 55-95.

15）Mariotte, op.cit., pp. 68-72.

16）Appelt, H., Kaiserin Beatrix und das Erbe der Grafen von Burgund, in: *Aus Kirche und Reich, Fs f. Friedrich Kemp*, Sigmaringen 1983, S. 283.

17）MGH *Die Urkunden Friedrichs I.*（以下 *DF I.*）, 140-147.

18）Schmale, F.-J（Hg.）, Otto von Freising/Rahewin, *Gesta Frederici rectius Cronica*, II, 50, AQ, Bd. 17, 3.

Aufl., Darmstadt 1986（以下 *Gesta Frederici*）, S. 380-382. 1152 年の協定によりバルバロッサはベルトールト・フォン・ツェーリンゲンに、ブルグント王国を広く覆う監督権 Rektorat を委ねており、ベアトリクスとの結婚による伯領の直接掌握に際しては、ジュネーヴ、ローザンヌ、シオン司教座のレガリアなどの代償を与えているが、以後も不満を持つベルトールトとバルバロッサ、そしてブルグントのベアトリクスの従兄弟たちとの緊張関係が存続した。Türck, a.a.O., S. 69-79, 83-95.

19）Ebenda, S. 101-104; *DF I.*, 183-185, 187-198.

20）フリードリヒより前に、早世した女児が生まれていたとも言われる。フリードリヒは 1169 年に死去した。

21）Goez, a.a.O., S. 33; Ligurinus, lib. X, v.1-10, *Gunter, Ligurinus. Ein Lied auf den Kaiser Friedrich Barbarossa*, übersetzt von Streckenbach, G., Sigmaringendorf 1995, S. 194.

22）*Annales Cremonenses*, MG SS. XVIII, S. 801., Kęszycka, a.a.O., S. 42.

23）*Ottonis Morenae libellus*, S. 172-180.

24）*Ottonis Morenae libellus,* S. 180.

25）*DF I.* 362; Goez, a.a.O., S. 32.

26）ゲーリヒは、1158 年のミラノの降伏条件にあるベアトリクスへの贖罪金や、その前年のポーランド大公の降伏時（貢ぎ物の割り当て）をも挙げているが、ベアトリクスが十代前半の若さに加え、その場に居合わせないケースでは少なくとも実質的「取り成し」を行ったとは考えがたい。Görich, a.a.O., S. 49.

27）サン・ジャン・ド・ローヌ会議については拙稿「皇帝フリードリヒ 1 世・バルバロッサ時代の『独仏関係』―シスマと境界地域の政治的コミュニケーション」（朝治啓三／渡辺節夫／加藤玄編著『帝国で読み解く中世ヨーロッパ―英独仏関係から考える』ミネルヴァ書房、2017 年）、223-225 頁を参照。ノイマイスターによれば、1162 年或いは翌年にベアトリクスは女児を産んだが、母の名を与えられたこの娘は 1174 年ころに死亡した。Neumeister, a.a.O., S. 206.

28）*DF I.* 466, 467.

29）*DF I.* 470.

30）...ad laudem et gloriam nominis Christi et ad corroborationem Romani imperii et salutem dilecte consortis nostre Beatricis imperatricis et filiorum nostrorum Frederici et Heinrici..., *DF I.* 502; *Annales Colonienses Maximi*, MG SS XVII, S. 780.

31）Gottfried von Viterbo, *Gesta Friderici*, MG SS XXII, S. 326, Vers 865-869.

32）*Regesta Imperii,* IV-2, *Die Regesten des Kaiserreiches unter Friedrich I. 1152（1122）-1190*, 3. Liefer., neu bearb. von Opll, F., Wien/Köln/Graz 1980-2011, 1839.

33）*DF I.* 598; Appelt, a.a.O., S. 279. 証人としてベアトリクスの書記、magister Arnaldus が記名されている。

34）Kęszycka, a.a.O., S. 62, 69.

35）*DF I.* 614. この証書は偽造のコンラート 3 世証書の確認である。... interventu quoque et petitione karissime coniugis nostre Beatricis imperatricis...

36）...pro remedio et salute maiorum nostrorum et divine pietatis respectu nobis dilecte quoque thori nostri socie Beatrici liberisque nostris conciliande..., *DF I.* 621; Kęszycka, a.a.O., S. 62.

37）*Annales Stadenses*, MG SS XVI, S. 348. 拙稿「初期シュタウフェン朝時代の紛争解決と政治秩序－国王と『ヴェルフェン家』の対立をめぐって－」『京都大学文学部研究紀要』49, 2010, 234-245 頁。

38）*Vita Alexandri III*, Duchesne, L.（ed.）, *Le Liber Pontificalis*, vol. 2, Paris 1955, pp. 432-433.

39）Kęszycka, a.a.O, S. 66. フォネス-リーベンシュタインは、ガーヴィではなくフェラーラ南部の城、Gaibana と解釈する。Vones-Liebenstein, a.a.O., S. 208, Anm. 143.

40）...Beatricem felicem eius uxorem in catholicam et Romanorum imperatricem, ita quod ipsa recipiat coronam a domino papa Alexandro vel a legato ipsius...*DF I.* 658.

41）*Romualdi Salernitani Chronicon*, Garufi, C.A.（a cura di）, Muratori, L. A., *Rerum Italicarum Scriptores*, nuova edizione, VII.1, Città di Castello 1935, S. 457.

III 4－6, おわりに

1）Türck, a.a.O., S. 235-243.　1178 年の皇帝のブルグント巡行、アルル戴冠については拙稿「皇帝フリードリヒ 1 世・バルバロッサ時代の「独仏関係」―シスマと境界地域の政治的コミュニケーション」、230-234 頁を参照。

2）Fößel, a.a.O., S. 112-114. この間のベアトリクスのドイツでの宮廷滞在は 1182 年、1184 年の聖霊降臨祭のマインツ祝祭宮廷集会、そしておそらく 1183 年 6 月のロンバルディア同盟とのコンスタンツの和など。

3）*Regesta Imperii,* IV-2, 2455; Mariotte, op.cit., p. 168, no. 3; Kęszycka, a.a.O., S. 69; Appelt, a.a.O., S. 279.

4）Appelt, a.a.O., S. 275-278.

5）Urkunden von Beatrix, in: *DF I.*, Bd. 5（以下 DB）, 2, S. 493-495.

6）DB 5, S.497-498; Appelt, a.a.O., S. 280.

7）DB 6, S. 498-499.

8）DB 7, S. 499-501.

9）Kęszycka, a.a.O., S. 67; Mariotte, op. cit., p. 51; Goez, a.a.O., S. 37; Fößel, a.a.O., S. 114-116, 358. テュルクもフェーセルの夫婦間の統治分担という効率と合理性からの解釈に疑問を呈し、ベアトリクスは夫の代理行為ではなく、ブルグント伯領の制度的な維持のために尽力したと述べる。Türck, a.a.O., S. 108, 179.

10）Mariotte, op.cit., pp. 134-135; Appelt, a.a.O., S. 279, 283.

11）DB 7, 9, 10, S. 501, 503, 505.

12）1178 年 8 月、ヴィエンヌにてカルトジオ会デュルボン修道院に所領を譲渡するために発給された皇帝証書には una cum consorte imperii nostri felici augusta とある。*DF I.* 753. この譲渡には伯領相続人としてのベアトリクスが関わっていた。

13）ベアトリクスのブルグント出身の書記と宮廷については、Appelt, a.a.O., S. 276-281.

14）Vones-Liebenstein, a.a.O., S. 190.

15）Ebenda, S. 193-194; Mariotte, op.cit., pp. 69-72.

16）Vones-Liebenstein, a.a.O., S. 196; *DF I.* 515; DB 11, S. 505.

17）前掲拙稿、224-225 頁。

18）Kienast, W., *Deutschland und Frankreich in der Kaiserzeit（900-1270）*, III, Stuttgart, 1973, S. 216; Türck, a.a.O., S. 197, 204, 247; Folz, R., *L'Empereur Frédéric Ier et le royaume de Bourgogne*, in: *Mémoires de la Société pour l'histoire du droit et des institutions des anciens pays bourguignons, comtois et romands* 18, 1956, p. 124.

19）Vones-Liebenstein, a.a.O., S. 197.

20）前掲注 3）参照。Vones-Liebenstein, a.a.O., S. 200.

21）Kęszycka, a.a.O., S. 53.

22）Lambert von Waterlos, *Annales Cameracenses*, MG SS XVI, S. 538; Kęszycka, a.a.O., S. 53.

23）*DF I.* 539.

24）Lambert von Waterlos, *Annales Cameracenses*, S. 542. カンブレ司教選出をめぐる対立の顛末については Freed, op.cit., pp.189-190.

25）Görich, a.a.O., S. 43-44.

26）*DF I.* 540. ...pro vestra dilectione et dilecte consortis nostre crebra ammonitione filium vestrum libenter promovissemus,...

27）*DF I.* 541.

28）Freed, op.cit., p. 190.

29）以下の親族関係における変化については Vones-Liebenstein, a.a.O., S. 195-203.

30）シスマ期におけるブルグントの聖職者の動向については、Mariotte, op. cit., pp. 87-102; Türck, a.a.O., S. 271-282.

31）ルイス・J・レッカイ（朝倉文市・函館トラピスチヌ訳）『シトー会修道院』平凡社、1989 年、89-91 頁。レッカイが述べるように、シトー会修道院長総会は教皇・皇帝の和解に尽力した。シスマ期のブルグント

のシトー会修道院の動向、とりわけ1165年以後の仲介者的役割についてはMariotte, op. cit., pp. 92-96; Türck, a.a.O., S. 279-280, 282.

32）ブルグントに不在中、皇帝は高位聖職者や貴族、宮廷書記を特使legatusとして派遣し、紛争裁定など秩序維持の任務を委ねたが、マリオットによれば、外部から来た特使はブルグントの事情に精通しておらず、在地の人々は現地に根ざした伯の直接統治の必要を感じていた。Mariotte, op.cit., p. 154. ブルグントの特使については、Türck, a.a.O., S. 133-146.

33）ゲルヴァシウスはバルバロッサにより長子ハインリヒがドイツ、アルル、ロンバルディアの王とされたと述べ、またアルルを王国の首都とも記している。E Gervasii Tilleberiensis Ottis imperialibus, MGH SS. 27, S. 376ff, 380, 383, 384, 389.; Türck, a.a.O., S. 235-243.　ティルベリのゲルヴァシウス（池上俊一訳）『皇帝の閑暇』青土社、1997年、295-299頁（訳者解説）をも参照。ヴィエンヌ戴冠のベアトリクスにとっての意味については、フォネス-リーベンシュタインも同様に考える。Vones-Liebenstein, a.a.O., S. 211.

34）但し証書発給者としてのベアトリクスの自称は、ブルグント女伯comitissa Burgundiaeではなく、ローマ皇妃Romanorum imperatrix augustaであることから、統治が皇帝の妻としての行為であったことは、自他ともに意識されていたであろう。ブルグント伯領の自立した支配者は、ベアトリクスの死までなお未成年であった息子（コンラート、オットー）の何れかであるブルグント伯であった。

35）アリエノール・ダキテーヌについてはエーディト・エンネン（阿部謹也・泉眞樹子訳）『西洋中世の女たち』人文書院、1992年、218-227頁、レジーヌ・ペルヌー（福本秀子訳）『中世を生き抜く女たち』白水社、1988年、194-206頁を参照。

36）Fößel, a.a.O., S. 387.

37）1184年には2人の幼い娘も死亡している。それぞれ英王の息子リチャード、ハンガリー王の息子と婚約していた。Weller, T., Die Heiraten der Staufer im 12. Jahrhundert, in: *Frauen der Staufer*, S. 201.

38）Vones-Liebenstein, a.a.O., S. 206. F・オプルのイティネラール研究によれば、1186年夏にイタリアからドイツに戻ったバルバロッサは11月にはシュパイアを訪れており、ベアトリクスの墓所を訪れた可能性はあるが、墓参や救霊ミサの奉献など具体的な行為の記録は残らない。Opll, F., *Das Itinerar Kaiser Friedrich Barbarossas（1152-1190）*, Graz 1978, S.82-90, 227.

39）Eapropter noverint tam presentes quam futuri, quod nos de consueta excellentiae nostrae clementia piis postulationibus fratrum ecclesiae sancti Stephani Bisuntini annuentes una cum dilecto filio nostro Otthone, quem in materna hereditate in comitem Burgundiae deo propitio ordinavimus de communi consilio et voluntate fidelium nostrorum eiusdem comitatus, aeternae retributionis intuitu et pro remedio animae dilectae consortis nostrae piae memoriae Beatricis nec non et pro salute predecessorum suorum comitum Burgundiae iam dictae ecclesiae et fratribus ibidem deo servientibus villam, quae dicitur Villanoua, cum terris.....habendam et in perpetuum possidendam libere absolute contulimus, ...　quod exinde duobus sacerdotibus ad altare sancti Georgii institutis et instituendis XVI libras Stephaniensium singulis annis persolvant. Quos sacerdotes iam dicta consors nostra ad hoc cum summa devotione ibidem specialiter instituit, ut delictorum patris sui comitis Reynaldi veniam et praedecessorum suorum comitum Burgundiae suis orationibus apud deum impetrarent... *DF I*. 994.　当初、1172年生まれの五男、コンラートが伯領相続者と見なされたが、1188年にコンラートがカスティーリヤ王の娘と婚約したので、その兄で1170年生まれのオットーが伯となった。なお、コンラートの婚約は後に解消された。

40）歴史における「感情（情動）」をめぐる研究動向については、本稿序論の注2）の文献を参照。

41）バルバロッサの紛争解決のための多様な手段、方法については、拙稿「中世盛期ドイツにおける紛争決と国制」『京都大学文学部研究紀要』43, 2004年を参照。

42）consors regni / imperiiではないが、dilectissima / carissima / amatissima consorsのような表記はなおバルバロッサの証書においてベアトリクスに用いられている。妃の政治的役割という観点から両者を明確に区別することの正当性については、今少し考える余地があろう。

43）1189年にブルグント（宮中）伯とされたオットーは無益な軍事遠征、浪費、封土からの誅求により、ブルグントの貴族、聖職者との間に軋轢を生じさせていた。その後オットーの娘ベアトリクスと結婚したメ

ラン大公オットーがブルゲント伯となり、その同名の息子もメラン大公にしてブルゲント伯であったが、ブルゲントの貴族たちの期待に応えたのは外部からの伯よりも、ベアトリクスの従兄弟、エチエンヌの子孫たちであった。Mariotte, op. cit., pp. 154-155.

（本学客員教員・京都大学名誉教授）